

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和8年2月25日（水曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後3時43分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	事務局次長 太田奈津美	主査兼議事係長	谷島 孝子
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 塩谷 範夫 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課公文書管理室長 井上 拓也 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 検査契約課長 松尾 一繁 検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 中島 辰哉 固定資産税課長 雁長 徹 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 山下 宣之 中央人権福祉センター所長 田渕 聡 人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター総括主査 川口 寿弘 中央人権福祉センター主査 川上 正樹 男女共同参画課長 小清水 晃子 男女共同参画課課長補佐 川北 明子 男女共同参画センター所長 坂本 欣生</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 山川 泰成 危機管理課長 田川 新一 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p> <p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 河口 正博 政策企画課長 上田 貴洋</p>		

	政策企画課課長補佐 増田 和人 政策企画課地方創生推進室長 西田 茂樹 政策企画課地方創生推進室室長補佐 遠藤 幸二 秘書課長 中川 直人 秘書課広報室長 植田 孝二 文化交流課長 中村 和範 文化交流課課長補佐 入江 竜生 国際交流プラザ所長 平井 圭介 デジタル戦略課長 松田 仁史 デジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

- ◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配付のとおり、総務部・危機管理部、企画推進部の審査を行います。市民生活部、各種委員会等の所管分につきましては、あしたとしております。先議分の議案は、説明を受けた後、質疑、討論、採決まで行います。それ以外の議案、令和8年度当初予算は説明のみですので、御注意ください。

なお、令和8年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知ください。

それでは、総務部・危機管理部の審査に入ります。まず初めに、塩谷総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。塩谷総務部長。

- 塩谷範夫総務部長 総務部の塩谷でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。本日の総務部・危機管理部の案件でございますが、まず、先議分ということで、2月補正予算に係る議案といたしまして、議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）のうち、所管に属する部分と、議案第29号令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げた後、審議のほうをよろしくお願ひいたします。

次に、そのほか先議分以外ということの議案といたしまして、議案第40号～43号と議案第51号は、条例の一部改正に係る議案、それから、議案第58号は、包括外部監査契約の締結に係る議案ということで、こちらのほうは、担当課のほうからそれぞれ説明のほう申し上げます。

また、報告といたしまして、報告第2号専決処分事項の報告について、それから、使用料・手数料の見直し基本方針の改定について、また、麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化等について、それから、第5次鳥取市男女共同参画かがやきプランの策定についての4案件につきまして、この後、担当課から、それぞれ説明のほう申し上げますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。では、本日はよろしくお願ひいたします。

- ◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執

行部及び委員の皆様をお願いをいたします。

議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、先議分の審査に入ります。議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いいたします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）、所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、A4横の資料1、総務企画委員会説明資料（令和7年度2月補正予算）に沿って進めさせていただきます。資料の左に予算書、並びに所属別事業一覧のページを振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。

なお、このたびの補正予算は、本年度最後の定例会に提案するもので、実績見込みとしての増減が多くありますので、主なものについてのみ説明をさせていただきます。

それでは、歳入についてです。資料の2ページ～3ページにつきましては、市税でありまして、収入見込額の確定による補正でございます。

めくっていただきまして、4ページ～6ページ、こちらは、地方譲与税、各種交付金でございます。これらは、県の実績見込み算定に基づいて補正をするものでございます。

続いて、6ページ下段、款10地方特例交付金、これ、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金ですが、昨年度もございましたが、固定資産税のうち、コロナ対策関連で先端設備を導入した事業者に対して減税措置を行う国の制度があることから、今回、国が補填した額を実績見込額として計上するものでございます。

ページを進んでいただきまして、7ページ上段、款11地方交付税です。一部、1月臨時補正でも計上しておりますが、昨年度と同様に、普通交付税につきまして、国の補正予算により、臨時経済対策費や今年度の普通交付税が、臨時財政対策債償還基金費として交付されたものを計上するものでございます。

また、その下段、特別交付税につきましては、除雪費に合わせて計上するものでございます。

めくっていただきまして、13ページ、款20の前年度繰越金でございます。こちらは、このたびの補正で残額の全額を計上するものでございます。

歳入については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。よろしく申し上げます。それでは、続きまして、歳出の補正について御説明をいたします。資料の16ページをお願いいたします。ページ上段、一般管理費の退職手当でございます。予算書では70ページ、所属別事業一覧では4ページになります。補正額は4億1,609万9,000円の増額補正です。今年度は、退職予定が全体で41名見込みとなりましたので、退職手当を増額するものでございます。なお、今年度は定年退職の該当がおりませんので、全て早期退職の扱いとなります。41名の内訳を御説明いたしますと、60歳で定年延長せずに退職する職員が10名、62歳定年の1年前に当たる61歳で退職する職員が4名、

そのほか自己都合による退職が27名となっております。また、財源についてですが、その他財源は、退職手当に係る市立病院及び東部広域行政管理組合からの負担金でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。めくっていただきまして、18ページ、下から3段目、基金積立金（減債基金）1億8,110万3,000円でございます。こちらは、先ほど説明いたしました国税の増収に伴いまして、臨時財政対策債償還基金費として交付された、令和8年・9年分の普通交付税を減債基金に積み立てて、それぞれを年度に取り崩して活用するものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。続けて、19ページ、次のページをお願いいたします。上から2つ目、自主防災会連合会補助金でございます。事業一覧は10ページ、予算書は76ページになります。これは、101万1,000円の増額補正をお願いするものでございまして、本事業は、地域防災力の向上でありますとか、災害に強いまちづくりを推進するために、鳥取市自主防災会連合会を通じて、地域の各自主防災会へ活動助成や防災資機材の整備等の助成を行っている事業でございます。このたびは、消火栓用のホース等の初期消火器具整備更新に係る助成の申請増加等に対応し、地域における防災体制を充実させるため、増額補正をお願いするものでございます。また、あわせて、一部財源として見込んでおりました県の防災・危機管理対策交付金につきまして、220万円減額をいたしまして、交付見込みに応じた財源更正をさせていただいているものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。それでは、20ページを御覧ください。上段でございます。ふるさと納税推進事業費でございます。予算書は80ページ、所属別事業一覧は6ページとなります。補正額は1億104万3,000円の減額、補正後は4億5,035万9,000円をお願いするものでございます。これまでの経緯でございますが、令和7年10月、ポータルサイト等の寄附に伴うポイント付与が禁止になったことから、昨年9月の寄附額は、駆け込み需要によりまして、令和6年9月と比較しまして約6倍の2.6億円の寄附がありました。累計額では、約1.9倍の5億円に達したところでございます。このことから、令和7年度末の寄附額は、約11.6億になると見込み、12月補正で、返礼品の発送に、発送等に要する経費といたしまして、1億9,149万8,000円の増額をお願いしたところでございます。しかし、例年ですと、12月に寄附のピークを迎えるんですが、本年は、前年と比較しまして約53%の約2.3億円、累計額では、約92%の約8億500万円にとどまりました。残り3か月で目標寄附額の11.6億に達しないと見込まれるため、令和7年度の寄附額を、令和6年度並みの9億3,000万円と下方修正し、それに伴って経費を減額するものでございます。ポイント付与が廃止されたことにより、寄附者のお得感が薄れたことも原因の一つと考えられますので、全国の動向も見極めながら、今後対策を講じていきたいと考えております。

参考までに、県内他市12月末の累計額ですけれども、米子市が約67%、倉吉市が約78%と

いうことで、本市と同様に、ポイント付与廃止の影響を受けているものと考えているとご
ざいます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 池原課長。

○池原章博収納推進課長 収納推進課、池原です。続きまして、資料は21ページ1行目、款総務
費、項徴税費、目賦課徴収費の還付金でございます。予算書は80ページ、補正予算事業一覧は
7ページの49番となります。こちらは、市税の還付金となっております、当初予算では8,700
万円計上しておったんですけども、主に法人市民税と固定資産税におきまして、見込み以上に
過年度分の還付が発生したということで、このたび1,004万9,000円を補正予算として計上さ
せていただくものです。主な要因としましては、法人市民税の中間申告制度というものがある
んですけども、それが決算を迎えたことにより減収となったりして、還付金が発生したという
ことになるんですけども、それが見込みよりちょっと増えたことですか、あと、固定資産税
の過年度分の還付金も発生したということが主な要因となっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島でございます。続きまして、同じ
ページの1段下になります。徴税費、賦課徴収費、定額減税調整給付金事業費（不足額給付）
でございます。2月補正予算所属別事業一覧の6ページの42番、補正予算書は80ページとな
ります。これは、令和7年度において、令和6年分所得税及び定額減税の可能額が確定したこ
とで、前年度である令和6年度の当初調整給付の支給額に不足が生じた対象者に、追加で給付
を行う事業について、事業費の実績見込みによる減額補正を行うものです。補正前の額8億
4,537万1,000円に対し、補正額2億3,400万7,000円の減で、補正後の額6億1,136万4,000
円となります。財源は全て、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。給
付金の算定は、前年の課税内容の実績により、推計をして計算せざるを得ない中で、予算不足
を避けるため、あらかじめ余裕を持って、給付金を8億円ということで予算計上しておまし
たが、最終的な給付額は5億8,077万円、2億1,923万円の減となったことで、事務費等も含
めて、実績見込みで減額となる補正予算を計上したものです。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。よろしくお願ひいたします。それで
は、ページ進んでいただきまして、25ページを御覧ください。25ページの中段、款農林水産業
費、項農業費、目農地費、国土調査事業費です。予算書は116ページ、所属別事業一覧は6ペ
ージ、34番です。補正前の額9,464万9,000円に対し、補正額は2,842万6,000円の減額、補
正後の額が6,622万3,000円となります。本予算は、今年度実施した本市の地籍調査事業に係
る事業費ですが、このたびの減額補正を上げさせていただきましたのは、事業に充当する国・
県補助金である、国土調査事業補助金の額が減額となったことによるものです。本事業補助金
につきましては、翌年度の交付額が判明しますが、例年3月中頃となるため、当初予算時に
は、県に補助金申請する際の事業計画に基づき予算計上をさせていただき、補助金の額の決定
の後、事業を調整して実施し、本2月議会において、その実績に基づき補正予算を計上させて
いただいているものでございます。なお、今年度末の進捗率につきましては、昨年度末から0.33

ポイント進みまして、25.35%となる見込みです。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。続きまして、同じページの消防費のほうに入ります。東部広域行政管理組合負担金でございます。事業一覧は10ページ、予算書は134ページになります。これは、4,834万円の増額をお願いするものでございます。常備消防を担う鳥取県東部広域行政管理組合の消防関係の負担金でございます。負担金には、消防職員の人件費、庁舎や車両の維持管理費、防火啓発関係費などに充てられる普通負担金と、消防施設建設費、退職手当積立費などに充てられる特別負担金がありますが、今回の補正では、普通負担金が4,777万9,000円の増、特別負担金が56万1,000円の増となっております。このうち増額の大きなウエートを占めます普通負担金につきましては、職員給与の改定に伴う人件費の増などが主な内容でございます。なお、本件は組合議会で、令和8年2月6日の議会でございますが、議決済みの案件となっております。

続きまして、その1つ下の項目になります。消防署庁舎等整備事業費でございます。事業一覧は10ページ、予算書は134ページでございます。これは、50万円の増額補正をお願いするものでございます。消防署など消防庁舎につきましては、敷地を施設の所在する市町が用意いたしまして、庁舎は東部広域が整備することが協定で定められておりまして、現在、鹿野町乙亥正地内におきまして、気高消防署の移転新築事業が進められているところでございます。今回補正させていただくのは、この気高消防署の敷地整備の関連費用として、農業集落排水施設を使用するための特別使用の加入金でございます。50万円を計上させていただくものでございます。

続きまして、次のページでございますが、26ページをお願いいたします。申し訳ありません、ここで、一部資料の訂正をさせていただきたいと思いますが、このページの一番左側のところに、予算書のページでありますとか、事業別一覧の該当ページ書いてございますが、ここの事業一覧の該当ページ、括弧の数字でございますが、一番上だけが10ページでございます。その下が11ページという記載になっておりますが、下から2番目までは10ページとなります。一番最後だけが11ページ、(11)でございます。それから上のところは全て10ページということで、2番目～5番目までがちょっと誤りとなっておりますので、おわびして訂正をさせていただきます。

この中の、1、2、3、4、上から4つ目でございます。消防ポンプ格納庫等維持管理費でございます。こちらは、事業一覧の10ページ、予算書は134ページでございます。これは、72万9,000円の増額をお願いするものでございます。財源といたしましては、このうちの42万9,000円を、建物総合損害共済災害共済金を、その他雑入ということで充てることとしております。これは、消防ポンプ車等の格納庫の維持管理費でございます。今回の補正の内訳といたしましては、光熱費の実績見込みにより、光熱費等の実績見込みにより増が30万円、そのほか東郷分団の格納庫のシャッター修理費42万9,000円を計上してございます。シャッター修理費につきましては、東郷分団におきまして、ポンプ車の車両点検で、ポンプ車を格納庫から出庫させる際に、シャッターが上がり切っていなかったため、ポンプ車の上部とシャッターの下部

が接触し、シャッターが破損したものでございます。大変申し訳ございませんでした。修理費の財源としては、先ほど申し上げました、建物共済から全額が賄われることとなっております。なお、車両被害、人的被害はございません。

危機管理課は、以上でございまして、以上で、議案第23号一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 20ページのふるさと納税の説明の中で、ポイント制の付与が10月で打ち切りになったわけですし、11月・12月がその影響が出てると。これが、来年度、どれぐらいのその影響の幅があるのか、だんだんとは、元には戻ってくるかなというふうには思っているんだけど、その辺りの見通しを教えてください。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。来年度の見込みでございますが、やはり今回、ポイント廃止になりまして、かなり、他の自治体も落ちているような状況でございまして、1万円～2万円、こちらの価格帯の商品を充実させていこうかなと、今は考えております。また新たな返礼品の開拓っていうこともございます。ただ、来年度の税制改革で、このふるさと納税の返礼品の経費率を、今50%なんですけれども、毎年2.5%ずつ落としていくと。最終的には40%にまで落とすということですので、今単純にそれを回避しようと思えば、返礼品の値段を上げるとか、今後またその辺のことも考えていかないとはいけませんので、今できることとしては、1万円～2万円、こちらのよく出る単価の品を上げていくっていうようなことを今考えておるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 来年度、経費率を上げるって言われた、下げるって。いや、今50%を40%にということに、だったですかいな。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。今の税制改革でいうと、4年間で40%まで落とすということでございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ということは、納税者にとっては、今までよりも得になるのか、あるいは、そうでないのか、今の数字を見てみると、だんだんと、その要するに、寄附をするんだけど、その何%っていうことになってくると、少しお得感がなくなるような状況になるっていうことで理解したらいいんですか。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 国の思いとしては、ポータルサイトの手数料を下げさせるのが目的だと思うんですけども、各サイトが売上げの何%というのを取られますので、そのサイト手数料を下げるのが一番の目的でございますが、その辺については、まだ国のほうも明確な何%とか示されていませんので、何もなければ、納税寄附者さんの単価が上がると、商品の値段が

上がって、損するっていう状況でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今、鳥取市の場合は、ポータルサイト、売上げの40%だったですかいな。何%が手数料として、向こうに払ってるんかいね。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。このサイト利用も、さとふるですとか、楽天とか、それぞれのサイトによって異なりますので、例えば12%とか、10%とか、そんな形でございます。JTBに関しては、これは、ポータルサイトではございませんで、こちらに関しては4%でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。いずれにしても、なかなか全国的に、このポイント付与がなくなってから、かなり落ち込んでるということですので、それはどこの自治体も一緒だというふうに思いますので、さらなる努力をお願いしたいというふうに思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかありませんか。星見委員。

◆星見健蔵委員 25ページの国土調査事業費です。先ほどの説明では、国の額、調査事業費が減額となったということで、2,842万6,000円の減額ということになっております。それで、現段階で鳥取市の進捗率は25.35ですかいな、先ほど説明いただいたわけですが、こういった国の減額ということで、これは致し方がないというふうには思うわけですが、他都市のですね、この国土調査が、どの程度進んでいるのかということ、これまで私も、他都市のことは聞いたことがないんですが、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。っていうのがね、100年かかると言われておるこの国土調査なんで、他都市がどの程度進んでおるかなっていうのが、非常に興味深いところがあるんで、その点が分かれば教えてください。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。今ちょっと手元で分かるところになりますが、県内の状況をちょっと御報告させていただこうと思います。鳥取県、まず、都道府県でいきますと、鳥取県自体は、今、令和6年度末の進捗率は、全体で39%でございます。県内の自治体の進捗率ですが、例えば、鳥取市同様の市町村、市でいきますと、米子市が38.7%、倉吉市が19.8%、境港市が15.6%という状況です。逆に、既に完了しているところは、北栄町と日吉津村が100%ということで、こちらのほうは終わっておりますが、ほかの自治体は、おおむね低いところでは4%、多いところで7割ぐらいということで、全体が39%という鳥取県の進捗状況でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 この4市、また他の町村の状況を聞かせていただければですね、既に北栄町なんかは、もう100%に達しとる。ところが、鳥取市は米子より13%低い、そして、ましてや倉吉、境港っていうのは、鳥取なんかよりも8%、10%低いということで、これ市町村によって、かなりの隔りがあるんですが、この辺が、なぜそれだけの格差が、これまでに生じてきておるのか、その辺のことが分かれば教えてください。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。それぞれ細かいところは、着手の時期もありますし、進め方もありますので、一概には申せませんが、4市の中で比較しますと、鳥取市は、どうしても市域の調査面積が圧倒的に広うございます。米子市が、調査対象面積が123平方キロに対して、鳥取は683平方キロですので、どうしても、ある程度予算配分の中では、進捗が遅くなる可能性もあります。また、山林がとて多いというところもございまして、この辺りも、リモートセンシング等の活用をして進めていきたいとは思っておりますが、まだまだ鳥取市の進捗が進まない部分の要因の一つかと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 13ページの繰越金です。例年に比べて、特筆すべきものだったり、課題であったり、主なものを教えてください。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎です。前年度繰越金ですが、これは、6年度決算の実質収支で、収入から支出を引いて、繰越分の一般財源を引いた残ったところで、9月定例会の決算で認定いただいた額になりますが、過去を振り返ってみますと、令和6年の繰越金も20億5,440万余でした。大体20億ぐらいが近年の状態ですが、その1個前を見ると、令和5年は26億3,000万余ございまして、このときは、コロナ対策などで、国の補助金などが概算払いでかなり入ってきたものがありまして、残った額を、翌年度、返還金という形で返すんですが、それが繰越金に乗って一時的に多かった時期はありましたが、今は平時に戻っていると判断しております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 例年に比べて、特筆すべき課題はないということで、はい。

次に、21ページです。定額減税調整給付金事業費が5.8億円で、予定より2.2億円減となったと。この算出方法であったり、この額の妥当性の所見、課題意識を教えてください。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島です。こちらの給付金については、当初から、かなり、市町村の立場で見たときに難しさがありまして、予測ができないところがあったということが一番大きな理由だと思います。算定も、その6年の所得が算定できる前に、前年の所得を参考にしてっていうことで、推計で計算して、あらかじめ、そこから令和6年度の定額減税を行って、その後で、また不足額を、対する調整ということで、またその中でも、新たにこれまで受けられてない方を給付の対象にするであるとか、かなり、目まぐるしく制度も変わってきたりっていうような経緯がございます。

その中で、予算不足になったら一番大変だということで、そのところのスケジュールが、遅れが許されない中でっていうことで、あらかじめ余裕を持って、金額等をちょっと上積みして予算要求したということで、結果的には、当初は8億円ということで予測しておりましたけれども、5億8,000万ということで、そちらの金額に落ち着いたっていうようなところになります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 当初、市は8億と算出したけど、結果的に5.8億だったと。聞いたのが算出方法、この5.8億の算出方法と、この金額の妥当性といえますか、御担当としての所見であったり課題意識というか、この金額は妥当ですか。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局长兼市民税課長 担当課としては、妥当な数字だと考えております。比較の対象がそもそもないものですから、あらかじめ、その前年度の実績から見てということ、新たに賦課されるところっていうのを算定するに当たって、手探りな状態ではあったんですけども、あらかじめ出た数字というところから、かなり幅を出して、足りない状態になってはいけないということで、若干上積みして予算計上したということであって、全額国費でもありますので、ちょっとその辺りのところは御理解を得ながら、そういうふうな計上をさせていただいたということになると思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 よく分かりました。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 17ページなんですけど、真ん中より下のところの文書集中管理費なんですけれども、これは、減額補正っていうふうになってまして、国・県支出金と一般財源の減になってます。当初予算のときに、電子契約サービスの導入ということで、この新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）、これ、国の、この交付金を活用ということで説明があったんですけども、この減額となっている理由、まず、お聞きします。

◆吉野恭介委員長 井上室長。

○井上拓也総務課公文書管理室長 公文書管理室、井上です。この金額112万2,000円は、この電子契約に関わる経費として、当初見積もったもの全額になります。丸々減額ということになるんですが、実際、この電子契約のサービスについては、制限付一般競争入札で業者の選定を行いました。業者の選定を行った際に、最低制限価格は設けておりませんでしたので、物品購入でもありませんし、役務というか、サービスの提供でもありますし、特段、最低制限価格を設ける理由がなかった、ないのかなということで、最低制限価格を設けていなかったところ、その入札の金額に関しては、導入支援プラス5年間の運用経費ということの合算額で入札を行った関係で、落札額が、何者か入札されたんですが、全者とも1円での入札だったと。くじ引での決定というふうになりました。全者1円ということで、内容に関しては、この事業を1円で行うということになったということで、しかも、その導入支援の部分に関して、令和7年度中の事業費とし、運用経費1円の部分を、令和8年度以降の経費とするというふうに、こちらのほうで整理をした関係で、令和7年度中の事業費はゼロ円で導入支援を行っていただくというようなことに決まりました。結果的に、この電子契約の導入に関しては、今年度はゼロ円で導入できるということになりましたので、全額を減額することになったものです。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 いまだに1円入札があるんだと思って、ちょっと私、びっくりしたんです

けど、5年間も1円。この人らはどうやってもうけるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 井上室長。

○井上拓也総務課公文書管理室長 これは、我々もその向こう側の業者の視点で、ちょっと眺めるのがなかなか難しいので、あくまでも想像になりますが、自治体の電子契約をうちが担っていますよという広報宣伝費というふうに扱っているのではないかというような意見を聞いたことがあります。ホームページでも、今回決まった業者では、ここの自治体の電子契約を担っていますよということで、主要なところを全部掲げますので、鳥取市がそれだけのネームバリューがあるというふうに見ていただいたということで、1円でしていただいたのかなという、あくまでも想像です。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 5年間なので、また4年目ぐらいに、次の契約の入札をかけていく制度になるっていいことではないでしょうか。

◆吉野恭介委員長 井上室長。

○井上拓也総務課公文書管理室長 公文書管理室、井上です。あくまでも、今回5年間での契約になりますので、その後はもう一度、業者の選定を何かしらの格好で行うということになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、引き続きまして、議案第29号令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の説明をお願いします。金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷です。それでは、財産区特別会計の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。歳入につきまして、資料の28ページを御覧ください。財産区特別会計の歳入につきましては、各財産区の事業実績見込みに基づき、必要な補正予算を計上させていただくものでございます。

主なものとして、28ページの中段、不動産売払い収入ですが、立木売払い収入として、用瀬町安蔵財産区の立木補償金310万2,000円、佐治町万蔵における造林契約に係る、分収造林事業による分収収益金411万6,000円の収入が発生したことにより、合わせて721万8,000円の増を上げさせていただいております。

歳入全体といたしましては、補正前の額1,218万8,000円に対しまして、補正額682万2,000

円の増、補正後の額は1,901万円です。

続きまして、歳出につきまして御説明させていただきます。ページをめくっていただきまして、29ページを御覧ください。所属別事業一覧は、70ページと71ページでございます。歳出につきましても、各財産区の事業実績に見込みまして、必要な補正予算を計上させていただいているものでございます。

主なものとしましては、29ページ下段の予備費でございますが、先ほど歳入で御説明させていただきました、立木売払い収入に伴う歳入の増額のほか、4財産区の実績見込みによりまして、706万4,000円の増額を上げさせていただいております。

歳出全体としましての補正額は、歳入と同額の682万2,000円の増でございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第29号令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の採決をいたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号鳥取市行政手続条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、先議分以外の議案説明に入ります。議案第40号鳥取市行政手続条例の一部改正についての説明を、執行部、お願いします。濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 総務課、濱岡です。よろしくお願いたします。では、議案第40号鳥取市行政手続条例の一部改正についてでございます。付議案は27ページになります。説明のほうは、資料2に基づいて行わせていただきますので、資料2の2ページを御覧ください。

まず、第1、改正の目的に示しておりますが、国の行政手続法、こちらの改正に合わせまして、本市の行政手続条例、こちらを同様の改正を行うものでございます。本市における行政手続につきましては、国の法律に基づくものにつきましては行政手続法、市の条例・規則に基づくものは行政手続条例、こちらにより執行をしております。市独自の事務におきましては、行政手続法、法律のほうの適用を受けないわけですが、この法律におきましては、地方公共団体、こちらは、法律の規定の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるように努めなければならないというふうに規定をされておるところでございます。こちらに基づきまして、法の適用を受ける事務と条例の適用を受ける事務との間に差異が生じないように、法と同様の改正を行い、運用の統一を図るというものでございます。

行政庁が不利益処分を行う際には、事前に聴聞または弁明の機会を付与する必要があるため、通知を送付することになるのですが、この際、相手方の所在が判明しない場合におきましては、2週間、事務所の掲示板に通知を掲示するというので、その通知がその者に到達したとみなしております、いわゆる公示送達という制度を用いております。行政手続法におきまして、この公示送達につきまして、従来の事務所の掲示板への掲示に加えまして、インターネットを利用する方法が義務づけられたこと、こちらを受けまして、法律と同様の運用を行うために、条例を改正するものでございます。

第2の改正の内容でございますが、公示送達の方法といたしまして、主に2点、上の、上記のほう2点を定めるものでございます。具体的には、本市の公式のウェブサイト上で閲覧できるものとするとともに、従来どおり、市役所前の掲示板におきましても、掲示を行うこととするものでございます。なお、公式ウェブサイトへの掲載につきましては、国が定めている基準に基づきまして、適切に運用を行ってまいります。

第3の施行期日等でございますが、施行日は、改正法の施行日であります、令和8年5月21日といたしまして、また、法改正に合わせた字句の整理は、公布の日とさせていただきます。また、施行日以降に行う通知について適用することにいたしまして、同日前に行った通知につきましては、従前の例とする経過措置を設けます。

なお、本市におきまして、過去5年間におきまして、この聴聞、弁明についての公示送達を行ったという実績はございません。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本日での委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第41号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第41号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明をお願いします。入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。それでは、議案第41号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。付議案は31ページ、資料は、同じく資料2の11ページになります。本議案は、災害対応に従事した職員に支給する特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を新設するため、関係条例を改正するものでございます。

それでは、資料の2に沿って、説明をいたします。今回、改正する条例は、鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例、それから、鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の2件でございます。正職員に加え、会計年度任用職員についても手当の対象とするため、併せて改正をするものでございます。

改正の経緯について、少し御説明をさせていただきますと、本改正は、令和6年能登半島地震を受け、発出された総務省の通知を踏まえて検討をしたものでございます。国では、人事院規則により、災害現場での巡回監視・応急作業・災害状況等の調査は、既に特殊勤務手当の対象とされております。総務省通知では、地方公共団体においても、国のこれらに加えて、避難所運営や罹災証明に係る家屋調査等も、実態に応じて支給の対象となり得ることが示されておりました。

この通知は、いわゆる技術的助言として示されたものでございまして、国の制度に合わせて必ず制度化しなければならないという性格のものではなく、最終的には、各自治体の判断で制度設計するものでございます。

本市では、災害対応の現場に従事する職員の精神的・肉体的負担を考慮し、制度化に向けて、対象業務であるとか、手当の額を整理するとともに、国では避難所運営を直接担う業務が制度上想定されていないことから、他の自治体の取扱いも参考にしながら、検討をしております。あわせて、土木技師等の人材確保が厳しい中で、災害対応における処遇の整備が人材確保の定着の一助になるということも見込み、制度設計をしたものでございます。

それでは、改正の概要について説明をさせていただきます。こちらは、災害対策本部が設置された場合に、本市の区域内、または応援派遣先の自治体の区域内において、重大な災害が発生し、または発生するおそれがある現場等で、所定の作業や業務に従事した職員を支給対象としております。

手当額は、従事した日、1日につき、資料の表のとおりでございますが、1つ目が、応急作業及び応急作業のための災害状況の調査ということで日額1,080円、2つ目が、巡回監視で日額710円、3つ目が、避難所運営、それから罹災証明交付に係る家屋調査、その他市長が認める、定める業務ということで日額710円としております。

1及び2の手当額につきましては、国の取扱いに準じて金額を規定をしております。また、3につきましては、国では相当する業務が想定をされておられませんので、こちらは、既に日額710円で制度化をしている米子市の例を参考に、金額設定をしております。なお、倉吉市も、同額で制度化をされる予定というふうに向っております。

また、1～3のいずれの業務につきましても、日没から日の出までの間に行われた場合は、国に準じ、100分の50相当を加算する取扱いとしております。なお、同一の日に、2以上の作業に従事した場合は、重複して支給せず、最も高い額を支給する整理としております。

最後に、施行日は、令和8年4月1日としております。説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日は説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、続いて行きます。

議案第42号鳥取市税条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第42号鳥取市税条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島でございます。鳥取市税条例の一部改正について御説明をいたします。

鳥取市控除対象特定非営利活動法人の指定期間満了後、1年間更新の申出がなかったことから、引き続き指定を受ける意思がないものとして、個人市民税の寄附金控除対象特定非営利活動法人の指定を取り消すものです。

対象となるのは、特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会でございます。指定期間、令和6年12月～31日までが満了し、更新の申出がございませんでした。このたび、その指定を取り消し、寄附金控除の対象法人から、条例の上から削除する改正を行うものであります。

なお、当該NPO法人は、租税特別措置法に規定する認定NPO法人に該当することになりますので、今回、市の条例指定から削除されても、引き続き個人住民税の寄附金税額控除の適用を受ける法人であることには変わりはありません。

改正条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日は説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第43号鳥取市犯罪被害者等支援条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第43号鳥取市犯罪被害者等支援条例の一部改正について説明をお願いいたします。山下局長。

○山下宣之人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、山下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議案第43号鳥取市犯罪被害者等支援条例の一部改正について御説明いたします。付議案は37ページ、資料2は20ページ～22ページでございます。まずは、資料の20ページを御覧ください。

改正の目的ですが、鳥取県が創設をします犯罪被害者等支援制度に対し、経済的支援を行うことに伴い、市単独の見舞金支給を廃止し、所要の改正を行うものであります。

改正の概要の1の内容ですが、本市では、令和4年12月に、鳥取市犯罪被害者等支援条例を制定し、死亡被害者への遺族、または重傷病者に対する見舞金を制度化し、支給を行ってまいりました。このたび鳥取県は、国の犯罪被害者給付金制度を補完し、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、県内19市町村との連携の下、県内統一的な経済的支援制度を創設し、犯罪の種類に区別することのない支援策へ拡充する仕組みを整えます。鳥取県も、2月議会で、条例と予算案を上程しておられます。当該経済的支援制度の支給事務は、鳥取県において一元的に

行われるため、市は、市単独の見舞金支給を廃止し、県が創設する当該支援制度の、仮称であります。鳥取県犯罪被害者等支援基金に対し、寄附金を支出いたします。

施行期日は、令和8年4月1日施行、見舞金支給に係る経過措置といたしまして、令和8年3月31日までに発生をいたしました犯罪行為による被害者等に対して、令和8年4月以降も、市単独の見舞金を支給いたします。こちらは、要綱のほうで規定をいたします。

21 ページ、新旧対照表を御覧ください。新制度への寄附を通じた支援と、改正前に発生した事案に対する従来の見舞金の支給も含めて、条例第7条の見出しを、見舞金の支給から経済的負担の軽減という包括的な表現に改め、所要の整理を行っております。

資料の22 ページを御覧ください。これは、1月14日の鳥取県知事の記者会見の際の資料でございます。資料の左側に、鳥取県の新たな経済的支援制度案が示されております。

現在、本市の見舞金は、死亡被害者への遺族に30万円、重傷病者に10万円ですが、これが、死亡被害者への遺族に100万円、重傷病者に30～50万円になるほか、これまでなかった転居・防犯対策支援金、生活維持支援金、遺児等支援金、再提訴等支援金が制度化されます。この制度案によりまして、県内自治体により支援の有無にばらつきがあったものが、県内統一的に実施されるとともに、支援内容も、市町村単位で行っていたものよりも充実したものとなります。

鳥取県が設置をします基金の規模については、5,000万円程度を予定されており、県と市町村が2分の1ずつ、市町村は2分の1を人口割で5か年以内に拠出をする予定としております。

本市の負担分につきましては、後ほど予算審査特別委員会総務企画分科会で、議案第6号令和8年度鳥取市一般会計予算で、改めて御説明をいたしますが、令和8年度は、県基金への寄附金として単年度分を計上しております。以上、説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日は説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、続いて参ります。

議案第51号鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第51号鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。田淵所長。

○田淵 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。続きまして、資料2の23 ページを御覧ください。議案第51号鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

まず初めに、改正の目的といたしまして、令和6年から7年度にかけて、人権交流プラザの改修に伴い、施設内の研修室の名称及び使用料を変更するため、条例の一部を改正するものです。

まず、25 ページを御覧ください。これは、人権交流プラザ2階の平面図となります。改修前の研修室を会議室1・2とし、教養室は、1階に入居されていた団体の事務室としています。

次に戻っていただきまして、24 ページを御覧ください。こちらは、新旧対照表となります。それから、中ほど別表にあります、改正前の研修室を会議室1に、それから、改正前の教養室を会議室2に変更し、料金は、会議室1を午前9時～午後5時までを300円、午後5時～9時までを600円、会議室2を午前9時～午後5時までを150円、午後5時～9時までを300円とするものです。

施行日は、令和8年4月1日です。

本施設は、社会福祉法で低料金での提供が明記されており、地域住民の福祉向上や人権啓発を目的とした役割を果たしています。以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日は説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、続いて参ります。

議案第58号包括外部監査契約の締結について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第58号包括外部監査契約の締結について説明をお願いします。濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 総務課、濱岡です。よろしくお願ひいたします。では、議案第58号包括外部監査契約の締結についてを説明させていただきます。付議案と資料2で説明させていただきます。付議案は81ページをお願いいたします。

来年度の包括外部監査契約の締結についてになります。付議案の81ページの5の契約の相手方に記してありますように、来年度の包括外部監査人につきましては、田中幸一朗税理士と契約を結びたいとしているものでございます。

続きまして、資料2の26ページをお願いいたします。この田中税理士につきましては、資料26ページの4、これまでの経緯にもありますように、中国税理士会鳥取支部より御推薦をいただいているものでございます。また、地方自治法に基づきまして、議会にお諮りする前に、監査委員への意見聴取を行うことになっておりますが、本契約につきましては、異議なしという御意見をいただいているものでございます。

田中税理士におかれましては、令和4年～6年度におきましても、本市の包括外部監査人を務めていただいた方でございます。なお、3の契約金額にございますように、今年度と同額の713万円、こちらを上限と定めまして、当初予算に計上しているところでございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日は説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認ございますか。なしと認め、これで、議案説明を終了、先議分以外の議案説明を終了いたします。

報告第2号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続いて、報告に入ります。報告第2号専決処分事項の報告についての報告をお願いします。入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。それでは、報告第2号専決処分の報告について御説明をいたします。付議案の103ページを御覧ください。本件は、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について専決処分を行いましたので、地方自治法の規定により報告をするものでございます。

改正の理由といたしましては、地方自治法及び施行令の一部改正に伴い、本条例中の引用しております根拠法令の条項にずれが生じたために、所要の整理を行うものでございます。

なお、地方自治法の改正そのものは、本条例とは関連があるものではございませんので、改正の内容については、法の改正の内容については、ここでは割愛をさせていただきます。

条例改正の内容につきましては、本条例の第1条及び第2条におきまして引用をしております地方自治法の条項について、例えば、第243条の2の7第1項を、第243条の2の8第1項に改めるなど、引用条項を改正後の法令に合わせて繰り下げるものでございます。

なお、本件につきましては、法令の改正に伴う形式的な規定の整理でありまして、市長が専決処分できる事項として指定されているものでございます。

最後に、施行期日につきましては、引用元となります改正法の施行日に合わせて、令和8年9月24日としております。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。なしと認め、続いて行きます。

使用料・手数料の見直し基本方針の改定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 使用料・手数料の見直し基本方針の改定について説明をお願いします。米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課の米田でございます。資料2の27ページのほうをお願いいたします。使用料・手数料の見直し基本方針の改定ということでございます。

まず、経緯といたしまして、本市では、平成25年に、同種類、類似施設の使用料について見直しをしまして、料金の平準化を行って以降は、消費税の改定に伴う料金改定にとどまっております。一方で、近年の急激な物価・人件費上昇に伴いまして、施設の維持管理費が増大する中で、使用料・手数料の再算定が必要となっていることから、社会情勢の変化等を踏まえ、方針の改定を行うこととしたものでございます。

今回の方針の改定につきましては、元の方針のほうは、平成17年、20年前に策定した方針でありますから、再算定を行うに当たりまして、社会情勢の変化、現状に合わせて見直しを行うものとしております。基本的には、現行の見直し方針の考えを踏まえたものとなっております。

方針の内容につきましては、次のページ以降に、方針案のほうをつけさせていただいております。まずは、資料の30ページのほうになりますけれども、使用料・手数料のこれまでの見直

しの経緯と物価の推移のほうが、こちらに書いてありますけれども、先ほど御説明させていただきましたように、鳥取市では、平成25年の使用料の改定を行ってからは、消費税の改定に伴うもの以外の全庁的な改定は行っていない状況でございます。

右のグラフにあるように、合併以降はほぼ横ばいであった消費者物価指数が、令和4年以降に急激に上昇しておりまして、施設運営、あるいは、サービス維持に係る経費が増大しているという状況でございます。

続いて、次のページをお願いいたします。次のページ、31ページ、使用料・手数料の見直しの基本方針ですけれども、こちら、現行の見直し方針から大きな変更はございません。3本の柱がありまして、受益者負担の原則、サービスを利用する人、しない人との負担の公平性を確保する必要があるということ。それから、算定方法の明確化、それと、減額・免除の取扱いということで、公平の、負担の公平性という観点から、真にやむを得ない合理性のあるものに限って限定、減額・免除は限定して適用するというような3つの基本方針を掲げてございます。

続いて、32ページをお願いいたします。この方針の対象となる使用料・手数料の範囲でございますけれども、基本的には、市の設置管理条例に定めるもの、手数料条例に定めるものを対象としております。

ただし、例外といたしまして、下のほうにありますア～エに定めるもの、法令によって算定方法が定められているものや、審議会等によって検討を経て決められるもの、こういうものは対象外といたしまして、それぞれ独自に算定を行うこととしております。

続いて、次の33ページからが、使用料・手数料の算定の考え方ということになるんですけれども、まず、35ページのほうを開いていただきまして、ここの左上の青い四角で囲ってあるところですが、使用料・手数料の計算方法といたしましては、原価に、受益者負担率を掛けて計算いたします。原価というのは、下に表にありますように、人件費や物件費・減価償却費を合計したものを原価としておりまして、それに受益者負担率というものを掛けて算出することになります。

それで、受益者負担率とは何かということになりますけれども、また、先ほどの33ページのところに戻っていただきまして、こちら、青く四角で囲ってあるところになりますけれども、受益者負担率といいますのは、施設の維持管理に要する経費のうち、使用料収入が占める割合のことをいいます。施設の利用者に、その維持管理経費について、どれだけ自己負担していただくかという率になります。それで、この受益者負担率というのは、このページの下に表がありますけれども、施設の、まず市場性、民間でも提供されているかどうか、それと必需性、日常生活上必要かどうかと、この2つの要素を勘案して、施設ごとにその負担率を設定するということとしておりまして、それを具体的に振り分けたものが、次の34ページの表になります。

この34ページの受益者負担率の表のほうですけれども、これが、施設の維持管理費を、利用者と鳥取市がどういった負担で、割合で負担すべきかというものを示したものになります。この表は、縦軸が市場性で、横軸が必需性となっております、それぞれの要素を3区分に分けて、3掛ける3の9区分に分割をしております。表としては、左下のGというところが、受益

者負担がゼロ、つまり公費、全額公費負担ということになりまして、右上に行くほど受益者負担率が高くなって、公費負担が少なくなっていく表となっております。

なお、現行の方針では、ここの表につきましては、市場性と必需性ともに、2つの区分に分けておりまして、2掛ける2の4区分となっております。今回の改正で9区分、4区分から9区分へと細分化を行うこととしております。

それで、具体的にどういった施設が、どういった受益者負担の割合となるかというところですけれども、具体的には、まず、表の右上、Cというところですが、こちらは、受益者負担率が100%で、公費負担がゼロの施設となっております。民間でも提供されているような、例えば、温泉施設であるとか、宿泊施設、それから観光施設等を想定しております。こちらは、基本的に公費は投入せずに、使用料でその運営を賄っていただくのが原則の施設としております。

続いて、見方は、左下のほうを順番に見ていただきたいと思うんですが、次は、受益者負担率が75%のところになります。Bのところのプールにつきましては、例えば、健康づくりというような観点がございまして、Fのところのキャンプ場とか駐輪場というところは、民間の業者でも提供は可能であるけれども、鳥取では、あまりそういった該当の事業者がなかったり、なかなか採算を取るのが難しいというところで、Cよりは、若干公費負担のほうが入るといふような施設に分類しております。

続いて、受益者負担50%の施設になります。右下のIのところですが、ホールであるとか、文化学習施設、あるいは、文化財や博物館等は、民間の参入が難しいというところで50%としておりますし、ちょうど真ん中のEのところですが、まず、貸し会議室としておりますのが、公民館や保健センターなど、様々な分野の施設がありますけれども、その中で、単純に会議室を貸し付けるといった貸室の部分の部分を想定して、こちらのほうは50%としておりますし、体育館などのスポーツ施設も、こちらも市場性・必需性ともに、中間として50%とさせていただきます。

最後に、Hの受益者負担率が25%のところですが、こちらは、福祉や子育て支援関係の利用としての意味合いが大きいものとなっております。例えば、クレール射撃場につきましては、有害鳥獣被害対策に資する施設という位置づけでもあることから、ここのHのところは、受益者負担率が25%、公費負担のほうが多く75%と想定し、というふうに位置づけをさせていただきます。

今、御説明させていただきましたのは、主立った施設についてですが、市としての基本的な考えをこのように示したものとなります。厳密には、なかなかこのとおりにいかない場合もあろうかと思っておりますので、その場合は、同じ施設の中でも、用途・目的に応じて負担率を変えたりとか、あとは、減免制度をうまく組み合わせて負担率を調整するなどの対応も必要であると考えているところでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。最後になりますけど、ここは、その他共通事項としまして、留意点のほうをまとめております。

まず、1としまして、減額・免除の取扱いですが、今回の使用料・手数料の再算定を

機会に、減額・免除の取扱いについては、負担の公平性という観点から、ゼロベースで見直しを行いたいと考えております。

また、2番の激変緩和措置ですけれども、利用者の急激な負担増とならないように、一般の利用料金の1.5倍を上限とするように考えております。

また、3番目として、定期的な使用料・手数料の見直しということで、原則として4年ごとに見直しを行って、定期的に検証を行うことが必要であると考えております。

続いて、37ページ、4番の施設の種類に応じた使用料の料金設定ですけれども、こちらのほうは、例えば、曜日や時間で料金の差を設けるとか、回数券や定期券などの割引制度を設けるとか、利用者の利便性の向上や施設の収益アップといった経営戦略の幅が広がるような取扱いができるように定めるものです。

最後に、コスト削減及び稼働率向上に向けた取組といたしまして、利用料再算定して、コストが高くなっていけば、利用料のほうは高くなっていくんですけれども、それだけではなくて、コストの削減や増収に向けた取組にも力を入れることによって、経営改善を図って、使用料の上昇を抑えていく取組も同時に進める必要があるということ、ここにうたっているものでございます。

それで、最後になりますけれども、資料の27ページ、一番最初のページに戻っていきまして、ここの3番、今後のスケジュールのところでございます。現在、この方針の見直し作業と並行しまして、施設やサービスの各所管課が、行政サービスの原価、元の価格、行政サービスのコストがどのぐらいかかっているかという原価計算を行っているところでございます。この見直し、方針の見直しと原価計算につきましては、今年中に作業終わる予定としておりまして、実際には、令和8年度から、具体的な使用料・手数料の算定作業に取りかかりたいと考えているところでございます。その結果、改定が必要な使用料・手数料につきましては、令和9年度の施行を目標に、次の9月議会のほうに、条例の改正案を上程をさせていただき予定としております。

説明のほうは以上となります。

◆吉野恭介委員長 御報告いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見あります。上杉委員。

◆上杉栄一委員 この見直しの経過については、今、お話を伺いましたけれども、従来の手数料、利用料、使用料ですね、これの、単価は、どういう形で、今までこれを決めておられたのか。というのが、今回、大きく見直してみたいな形になるわけで、もう恐らく従来の単価よりも下がることはないだろうなあというふうに思います。これが、最大1.5倍だということになっても、市は、いわゆる公共施設については、ある面で言うと、市民サービスというような面の中で、かなり抑えられたような状況だったんだけど、今度コストとか、そういったコストパフォーマンス等々を考えると、市民の負担が増えていくというふうに見えるんだけど、その辺の考え方、もう数字で、もうこの一律に、ぽーんと、これだからこれになるっていうのも、少し乱暴な気持ちもないでもないんだけど、今までのその算定基準をどうしてたということ、今回の分について、恐らくシミュレーションしておられるでしょうけども、どの程度の分

ぐらい、何、その上がっていくのか、その辺り教えてください。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。まず、上杉議員さんから御質問がありました、従来の使用料・手数料の算定方法、算定基準につきましてですけれども、そちらのほうは、現在の基本方針と同じ考え方でございまして、説明のほうを簡単にしてしまったんですけれども、資料の三十、35ページのほうに、算定の考え方がありますけれども、基本的には、サービスに係るコストを出しまして、それに受益者負担率を掛けて、従来から使用料・手数料のほうは計算しておりまして、この計算の仕方については、現在も変わりはありません。

それから、負担が、計算したら負担が増えるというような御意見もございました。確かに、物価が上昇しているので、増える使用料・手数料のほうが多いのではないかというふうに予測はしているところです。ただ、最後に、激変緩和措置で、現在の料金の1.5倍を超えないようにするというような方針もございまして、あるいは、最後に、コスト削減や収入増を目指す取組も進めていく、あるいは、料金を決める際に、民間で同じようなサービスを提供しているところの料金体系っていうものであるとか、近隣の他自治体で、どのような料金設定をしているのかというようなところも、様々なことも勘案して、ただ単純に、サービスの原価がこれだけかかったから、これだけ料金を値上げしますということではなくて、様々なことを勘案して総合的に、そちらのほうは判断していく必要があると考えているところです。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりましたけれども、やはり、これは、かなり市民に対する影響っていうのはあるというふうに思います。まして、令和9年、来年度か、条例改正、恐らくこれは、ほとんどの使用料の条例、設管条例になるんかちょっと分からんけれども、かなりのボリュームで条例改正になるんかというふうに思うんで、議会のほうで、これは審査するんで、審議するんだけれども、やっぱり、せーのでやっているような格好になっちゃうわけだがね、これ。今の料金体制を全部見直すわけだから、かなりのボリュームだし、かなりの影響もあるんじゃないかなあということです。

ですから、これは事前に、市民に対してしっかりと、料金改正の見直しということであるならば、その辺の情報は、しっかり市民の皆さんに情報開示をして理解してもらおうという、そういった活動っていうか、そういったことをしていただかないと、いきなり条例をぽんと出して、で、こうなりましたということにはならんというふうに思いますから、その辺りは、やはり、かなり慎重にといいですか、慎重っていうよりも、丁寧にですね、丁寧に情報を出していただきたいというふうに思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 34ページを見ながらでしたけれども、まず、全国的なものなのか教えてください。ガイドラインがあるのか、その通達があれば、いつの通達なのかが頭をよぎったので、これは全国的なものですか。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。現在、雲坂議員さんのほうから、34

ページの受益者負担率の、このマトリックスの表についての御質問をいただきましたけれども、近隣自治体のこういった手数料・使用料の見直し、算定の方針等を確認いたしますと、やはり、こういったような考え方で、受益者負担率を決めている事例のほうをよく見受けます。そちらを参考にしながら、鳥取市のほうでも、こういったような表にさせていただいたところがございます。それぞれの市町村によって、受益者負担率のパーセンテージの数字であるとか区分を、今回、鳥取市は、4から9区分へと細分化を行ってございましたけれども、ここの区分の数であるとか、細かい違いはありますけれども、大体どこの自治体も、受益者負担率については近いような数字のところに、同じような種類の施設のほうを大体設定をしておりますので、そこを参考に、鳥取市のほうも設定をさせていただいたところになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 お聞きしたのは、全国的なものですか、根拠となるような省庁からのガイドラインとか、通達とかあるんですかと。32 ページのところで、独自に算定というのがありましたけれども、この、こういった方針を決めるということが全国的なものですかとお聞きしました。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。使用料・手数料に関して、国のほうから、全国的な通知のような、通達のようなものはございませんので、各市町村のほうで、それぞれ独自の方針を策定している状況でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 ネットで調べても出てこなかったのが、独自のものだということが分かりました。

あと、この27ページの、今後のスケジュールを見ていると、個別の具体的な金額とかでは、審議会とかですね、いろいろ諮問とか、いろいろあたりですと思うんですけども、今回この方針について、その審議会等の必要性は検討されたんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 今回の方針案の改定につきましては、特に審議会等は設けてはおりませんが、鳥取市の内部の行財政改革推進本部、各部局長さんが構成員になっているような施設で、組織で議論をしていただきましたし、あとは、鳥取市行財政改革推進市民委員会のほうでも御説明をさせていただきまして、市民の方からも御意見を頂戴したところがございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 もし、御紹介できる御意見があれば、教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 ちょっと確認しますので、少しお時間を頂けたらと思います。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 後で、紙資料で、御提供でお願いできますか。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。いただいた御意見については、資料

にまとめて、また配付させていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 全委員に渡るように、お願いをしたいと思います。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 先ほど35ページの算定については、現在も変わりはないということでしたけど、この34ページ、このマトリックスによって独自に決めていくっていうのは、今回からだという確認でよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。このマトリックス表につきましては、現行の方針にも定めてございます。ただ、現行の方針では4区分となっているものを、今回の改正で9区分へと細分化を行うものです。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 後で資料は頂けるといことで、いろいろ吟味して、議会で、この方針、このスケジュールですね、今後審議することがあると思うので、市民にとって、これがいいのかどうかを、妥当性や必要性とかを判断していきたいと思いますけれども、やはり、先ほど上杉委員からもあったように、市民に広報して丁寧に進めていただきたいと、私のほうからも要望しておきます。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 説明ありがとうございました。35ページの、算定の留意点というところについてお聞きをしたいと思います。それと、あとはスケジュールのことと絡めて話をさせていただきます。例えば、人件費、最後のところの丸です。人件費だとか物件費、減価償却費というのは年数によってという、そして、また機種によってというところだと思いますが、例えば人件費でもですね、様々な施設によって、2人が1人になるというようなことでは、運営が回らないという状況もあると思いますし、光熱水費というのも、最近ずっと上がってきておりますよね。そしたら、どういうコスト削減という視点で、しかも、この8年の1月～3月、各部署で、それをこう上げていくということになっていくと思うんですけど、この算定の基準というか、目安というか、そういったものは、各部署に示されているんでしょうか。それが1つ目。

2つ目は、併せて、各部署から上がったものが、これが適当かどうかということ、どこでどう判断するのかということをお教えください。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。まず、人件費、物件費、減価償却費と、この原価を計算するために、元となる算定の数字になりますけれども、基本的には、実際にかかった経費、例えば、直近の3年間、どのぐらいの費用がかかったかというようなところを、平均しながら算出を行っていきます。人件費等についても、実際に、必要な人数の分は、当然この算定の中に入れて計算をしていくこととなります。

それで、具体的には、各施設、サービス担当課のほうで、この原価のほうを計算していくんですけども、それを、最終的にどこがチェックするかというようなところですけども、まずは行財政改革課のほうから、この原価の計算の仕方というものについて計算方法を、各担当課のほうにお知らせして計算していただきまして、それを、最後は行財政改革課のほうで集約

をいたしまして、予算担当課として、その算出された原価の適正であるかどうかというところをチェックしたり、あるいは、各課で算定にばらつきがないかというようなところも、統一的な視点からチェックを入れていきたいと考えているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。そうしますと、今の流れは分かりました。

では、その行財政課等がですね、最終的にこれがきちんとできてくるかどうかというような、こんなこともちょっとまとめられるということでしたので、そういうような一覧が、今後は示されていくということの理解でよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。具体的に、どの料金をどのように再算定をして料金の改正を行っていくかというのを、最終的に決めていく段階で、全て出された使用料・手数料のほうは、まとめて一覧にして、確認をさせていただきたいと思っているところです。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかございますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、こういった公共施設の利用というのは、やっぱり市民にとっては、負担をいかに軽くしてあげるかという考え方というのも大事だというふうに思うんですね。物価が高騰して、市民の暮らしが厳しくなってきたおる中に、何もかにも経費が上がるとるから上げるという、市民に対する考え方というのが、私は、もう少し考えるべきじゃないかなというふうなところもあります。

それで、1つ質問ですが、鳥取市民が使用する場合の料金もあればですね、市外の方が使用する場合も、当然出てくると思います。他都市においても、使用料に区別をつけておられるところもあると、私は聞いてきておりますので、そういった部分の考え方というのは、どのように持っておられるのか。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。今、星見議員さんがおっしゃられましたように、現在も、施設によっては、鳥取市民と市外の方について、料金に差を設けている施設も、実際はあるところがございます。それぞれの施設によって、その利用者の割合、市内の人が多いか市外の人が多いかというようなところは、いろいろ違いはあるとは思いますが。ただ、今回の方針の最後のページのところの、その他、37ページ、施設の種類に応じた使用料の料金設定っていうところで、上から4番目の黒い点のところ、市外利用者について、使用料に差を設けることができますとしますということで、この辺は、施設の裁量によって料金に差をつけることもオーケーとしております。やはり、利用者の利便性の向上であるとか、収益のアップといったことにつながるような料金設定をしていただくことが重要ではないかなと思っているところがございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 分かりました。

もう一点ですね、施設の利用等に関しての料金改定ということではありますが、他都市におい

てはですね、観光税であったり、宿泊税、こういったものを、既に導入しておられる都市もかなり出てきております。こういった考えというのは、やはり、ごみの後始末とかですね、大きな声出したりというような、その迷惑税といった形での導入だというふうに思っておりますが、鳥取市としては、そういった税というものの考え方、今、全く考えておられないのか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

◆吉野恭介委員長 塩谷部長。

○塩谷範夫総務部長 総務部、塩谷です。星見委員さんがおっしゃられる観光税とか宿泊税というの、全く検討していないということはないんですけども、具体で、こうするというふうな、まだ方針は出てないです。宿泊税に対しても、先ほど言われたように、迷惑的なこともあって、そういった費用もかかるんじゃないかというふうなこともあるんですけども、逆に、業者のほうに言わせると、税を賦課すると、観光客が減ってしまうというような懸念もあって、その辺りは、少し検討していかないといけないなというような、内部での話はしてるところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 これからコスト計算をしていくということなんですけど、公共施設カルテっていうのが、資産活用のほうから出されてるんですけども、これとの関係ってあるんですかね。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。行政コストのほうは、また財産経営課さんのほうでも計算をされておまして、それについて、施設ごとの経費とかは算定をさせていただいていると思っております。今回、原価の計算をするに当たって、その数字も参考にはさせていただいておりますけれども、全て再算定を、今回やり直して検証するということで、独自に担当課のほうには、今回、新たに計算をさせていただいているところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 財産経営課のほうで、別途、そのコスト計算っていうのはされてるっていうことですか。資産活用推進課も公共施設カルテっていうのをやっとして、そこに、何か全体の費用、1人当たりの費用みたいな数字もこう何か出てたりしてるんですけど、それとの関係、それを基にするのかってのを聞きたいんですけど。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。すみません、先ほど申し上げた財産経営課のほうは間違いで、伊藤副委員長さんが言われるように、資産活用推進課のほうで作っている、資料でございます。そちらのほうの数字もあるんですけども、使用料・手数料のほうとしては、それとはまた別の考え方で計算するというので、独自に計算のほうをしているという状況でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと改めて、この方針を見直して改定して、それに基づいて、また使

用料・手数料を算定していくというスケジュールで、今年の9月定例議会に、一応条例の改正案を上程するという予定なんですけれども、この一連のいろんな検討は、あくまでも市の内部だけでやるのか、ちょっとそれは、どうなんですかね。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。使用料・手数料の改定の作業というか手続のほうは、庁内のほうで進めさせていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと私、外部の意見も聴いたほうがいいと思うんですけども、この間に6月定例会が入ってくるんですけども、この6月の時点では、委員会に何かしら説明なりがあるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。具体的に、4月から、使用料・手数料の再算定は行っていく予定としておりまして、その作業の進捗具合に従いまして、6月議会のほうで報告できる内容があるかどうかというところが、まだ、今、現時点ではちょっと未定でございますので、現時点で、必ずこういうものを報告させていただきますというようなところは、ちょっと明言はできないところであります。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。先ほど、上杉委員や星見委員からも出ましたけれども、やっぱりこれ、市民の負担増につながる可能性が、大いにあるということで、そういう点でいけば、ちょっとスケジュール的には、ちょっとタイト過ぎるスケジュールかなと思います。

3月末に、市長選挙が控えてるわけですけども、これ、ちゃんと言っとかないと、誰がなるか分かりませんが、現職が選挙に出られるわけなので、これ本当に、後出しじゃんけんみたいなことになる、本当に市民が怒ると思いますので、やっぱり少なくとも、この条例改正の、このスケジュールは、本当にタイト過ぎるなということと、どう市民に説明をして、意見求めて、やっぱり丁寧な作業っていうのは要ると思うんですね。執行部のほうが、いろいろと材料そろえて、そういうものをね、準備するっていうのは、当然分かるんですけども、ちょっと議会も、いきなりばーんと出されて、ちょっとどうするのよというようなスケジュール感があるなということと、老婆心ながら、市長選があるということで、意見は言っておきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。米田参事。

○米田亜希子行財政改革課参事 行財政改革課、米田です。先ほど、市民委員会等から、どのような意見がありましたかというような御質問があったんですけども、現在確認できたところを、この場で御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、市民委員さんのほうからは、使用料のほうが上がっていくのは、物価が上がっていくので、それはやむを得ないところでもあるけれども、できれば、例えばオンラインであるとか、そういうITとか、DXとか、そういうことを進めていただくことによって、できれば、人の手を介さないように、人件費がかからないような取組をして、原価を下げるような、そういう

取組も同時に進めていただきたいというような御意見であるとか、あるいは、例えば、市民課の市民総合窓口で、住民票とかを窓口に来て、現在は交付をさせていただいているところですけども、それと同時に、マイナンバーカードを使って、コンビニでも受け取りができるようになっております。そういうところで、コンビニ交付のほうが、24時間いつでも取れるし、人件費もかからない、コストも安くできるような、そういうようなサービスを、皆さんに、これから、より利用させていただくために、例えば、窓口で直接交付する手数料のほうは金額を上げて、コンビニで取れる、かかる手数料のほうを安くして、人件費がかからないような取組を進めるのも、一つの方法ではないかというような意見をいただいているところでございます。参考に、紹介をさせていただきました。以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。代表的な意見だったんだろうなあと聞いて聞かせていただきました。

麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化等について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化等について説明をお願いいたします。田渕所長。

○田渕 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田渕です。資料2の38ページを御覧ください。こちらから説明したいと思っておりますが、その前に1つ、もう一枚はぐっていただきまして、39ページを御覧ください。誤字の訂正をお願いしたいと思います。左下の黄色の枠をくくってある真ん中辺り、運営団体が60食堂というふうに書いてありますけども、運営団体は59団体、61食堂というふうに訂正をお願いしたいと思います。

それでは、改めまして、資料2の38ページからの説明をさせていただきます。麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化等について説明をいたします。

資料の左側を御覧ください。麒麟のまち地域食堂ネットワークは、麒麟のまち圏域において、地域食堂を推進するために設立し、運営団体が59団体、それから61食堂、70の支援団体、1市6町の行政が連携・参画化した官民連携プラットフォームであり、これを基盤として、新たな課題に対応するため、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム、食支援プラットフォーム推進会議を形成してきました。3つの官民連携プラットフォームは、それぞれに機能していますが、3事業の効果的かつ効率的な運営を図るとともに、官民連携による中間支援機能を拡充し、新たな地域課題に対応することをも視野に入れ、官民連携プラットフォームの包括化を実施しようとするものです。

資料の中ほど、上段を御覧ください。事業スキームといたしまして、これまで課題ごとに設置していましたプラットフォームを取りまとめた、包括的官民連携プラットフォームとし、一体的に運営できる体制とするため、任意団体である、麒麟のまち地域食堂ネットワークを法人化するものです。

資料の右側、オレンジ色の枠を御覧ください。この官民連携プラットフォームの包括化により、官民連携による中間支援機能を拡充し、増加する地域食堂や生活困窮者への支援のために必要な食品を確保するため、企業等からの食品提供を拡充させる食支援体制の構築を図ります。

現在、中央人権福祉センターに集荷される寄附食品は、毎月約5トンあります。

さらに様々な地域課題に対応する取組の創造として、新しいテーマも、プラットフォームの団体や人材を活用し対応していきます。例えば、身寄りのない単身高齢者支援や、新しい居住支援など、様々な地域課題に対応する取組を創造していきます。

また、法人化により、民間資源などの活用による多様な取組として、民間助成金、例えば、休眠預金活用事業や財団助成金をはじめとした民間資源の活用が可能となっていきます。

資料の左側中段を御覧ください。令和8年度、令和8年4月1日からは、その下の段にあるような事務局体制を整えていくと聞いております。

収支計画におきましては、組織体制の右側にありますように、鳥取市からの委託金や民間資源を活用した助成金、寄附金などを収入とする計画となっております。

最後の、スケジュールといたしまして、資料の下段を御覧ください。1月26日に、麒麟のまち創生戦略会議企画担当課長会を経て、2月2日の麒麟のまち創生戦略会議（首長会議）に諮り、承認を得たところです。創生戦略会議で、官民連携プラットフォームの包括化を目指すことが確認されていること、法人化により、民間助成金を活用できる見込みがあることを踏まえて、地域食堂ネットワークを、2月下旬をめどに法人化されます。新年度以降につきましては、新年度以降、体制の確立を図るため、新たな組織運営体制等の検討準備を進められます。

以上で、説明終わります。

◆吉野恭介委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 委託金についてお伺いをしたいと思います。委託金は、鳥取市からのだけのものになりますか。前にも、ちょっと私、申し上げましたけど、麒麟のまち圏域で、鳥取市だけが負担するっていかなものかと思ってるんですけど、その辺のことについてが1点目です。

2点目は、事務局、このNPO法人の事務局は、どこに置かれるのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 田渕所長。

○田渕 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田渕です。坂根委員が言われた委託につきましては、全額、鳥取市からの委託金になっております。財源といたしましては、国からの財源も入っております。

2番目の事務局におきましては、今現在も、中央人権福祉センターの中に事務局がありますので、引き続き、こちらで事務局体制を整えていくということになっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 ちなみに、国からの補助は幾ら、何割ぐらいですか。田渕所長。

○田渕 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田渕です。3つの事業があるんですけども、それぞれ、3分の2が国から入ってきております。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 地域食堂、こども食堂として発足したわけですがけれども、それが、地域からどんどん増えていって、今の状況になっているというふうに聞いておりますし、私の所属している団体も、ここの支援団体ということで、応援させてもらってるような状況です。

聞くことに、これ、全国からかなりの視察ついでいますか、この鳥取市、いわゆる麒麟のま

ちのネットワークっていうのが、まさに全国のトップクラスみたいな形で、模範的なそういった取組をやっているというようなことで、あまりこの辺りは、鳥取市、我々住んでるのは、当たり前なんだっていうふうに見てるんだけど、この辺りのことを、ちょっともう一度、鳥取のこの地域食堂のネットワーク、あるいは、各小学校ごとまでは行ってないけれども、小学校校区までは行ってないんだけど、それを目指してるっていう話も聞いてますんで、その辺りの取組ちょっと紹介してやってください。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。先ほど上杉委員が言われました視察につきましては、令和7年度4月、私が赴任した4月から今まで、6団体視察に来ておられます。大体2か月に1団体ずつぐらいの割合で、全国から来ていただいております。

それから、地域食堂の設置状況でありますけれども、まずは、中学校区を目指しておりましたが、こちらは、鳥取市内の中学校区は100%実施、設置しております。小学校区におきましては、今現在76%の設置状況となっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 鳥取のこの取組はどう、他の自治体と比べて、私はかなり進んでると思ってるんですけど、その辺りはどうなんですか。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。他の状況との比較につきましては、もう少し詳しく、川口総括主査に答えていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 川口総括主査。

○川口寿弘中央人権福祉センター総括主査 中央人権福祉センター、川口でございます。では、僭越ですけど、私のほうからお話をさせていただきたいと思います。この地域食堂の取組を基盤にして、この食堂の推進と、孤独・孤立対策と食支援の取組を進めているところでございますけども、いずれも、例えば孤独・孤立でありますと、つながりサポーターのような取組でありますとか、この食堂については、こういったネットワークを、官民で行政も一緒に構成団体に入って取り組んでいる姿であったりですとか、あと、食支援のほうも、広域で体制を整えたり、大手メーカーからも、たくさんこう食材を頂けるような仕組みをつくってたりしております、いずれの事業とも、鳥取モデルということで、各省庁からも御評価をいただいているようなところでございます。特徴としては、繰り返しになりますけども、1市6町広域で連携して取り組んでいる、なおかつ、県境またいで兵庫県との2町とも広域で取り組んでるのが、他に事例がないように伺っております、この辺りが評価されているところと、もう一つは、こういった取組をですね、民間団体だけではなくって、行政も一緒に、対等な立場で、こう知恵を出しながら進めているというふうな活動スタイルが評価されているところだというふうに感じているところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 人権福祉センターの事務局ということで、従来あったその事務局を、これに特

化したような形で今やってるということが、活動の活性化の一つの大きな働きになっているのかなというふうに思っておりますので、引き続き、小学校校区七十数%だということですが、できれば100%というような形の中で活動していただければというふうに思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見。星見委員。

◆星見健蔵委員 この事業自体は、麒麟のまち連携1市6町で取り組んでおられるわけですね。それで、先ほど事務局体制、6.5人ですね、これ、労務・財務担当は0.5人、これはどういう働き方になつとるのかということ。

それから、東部1市4町、それ以外の兵庫県の北但西部、香美町や新温泉町、こういったところの取組の状況ですね。鳥取市全体では、中学校区は100%、小学校区76%、それで、兵庫県のその2町は現在どういう状況になっておるのか。

それから、この事務局体制の中に、兵庫県の2町の方は一切入っておられないのか、その点だけお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 田渕所長。

○田渕 聡中央人権福祉センター所長 まず最初に、事務局体制の労務・財務担当というところでもありますけども、こちらにつきましては、法人化することによって、1人事務職員、専属の事務職員として、労務管理であるとか、それから、職員の給料の支払いなどを行う方としております。

それから、新温泉町、香美町におかれましても、食堂がそれぞれ増えていっているというふうに聞いております。

もう一つ、最後に、こちらの事務局の中に、他の町の職員が入っているかということでもありますけども、今現在、事務局員としては、全員が鳥取市の出身の職員となっておりますが、今後の職員体制といたしましては、法人化された後に考えていかれるというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 考えていかれるのではなくて、考えていくということですよ、今の言われ方は、そういうふうに受け取ったんですけど。田渕所長。

○田渕 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田渕です。こちら、事務局体制は、法人化されて別団体ということになりますので、鳥取市としては、先ほどのちょっと他人的な言い方になってしまっておりますが、そういう発言だということを御理解ください。

◆吉野恭介委員長 分かりました。そのほか質疑、御意見。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 38ページ一番下のスケジュールのところで、今年の5月以降というところで、理事会・社員総会ということですね、書かれてあるんですけど、これ、この時点で、新たな組織運営体制等の検討とか、あと、準備体制の確立ってあるんですけど、これ、最終的に、いつぐらいにちゃんと法人になって、法人としての、こう事業がスタートする計画というか、予定なんですか。

◆吉野恭介委員長 田渕所長。

○田渕 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田渕です。先ほどの伊藤副委員

長の御質問の、まずは法人化についてでありますけども、まず最初に、2月末をめどに、法人化の登記をされます。これは、この38ページの左側、組織体制（立ち上げ時）というところに、説明はしていませんでしたけども、小規模な職員、社員体制で、まず登記を行っていきます。4月以降、それで、4月以降の様々な助成金の申請などを行っていくというところですよ。

それから、先ほど、伊藤副委員長が言われたように、5月以降になりますと、それから理事会であるとか、社員総会、それから、他の市町、まちの圏域の方々と検討をしていきまして、また、いつというふうには聞いておりませんが、5月以降に体制を検討していくというふうに聞いております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりましたっていうか、法人を立ち上げるのは、何かしら書類とか、一応しかるべき人がそろえば、立ち上がるのかなと思ってんですけど、登記すればいいので。ただ、実際、その目的に照らして、その法人化された組織が、ちゃんと回っていくように、活動をしていくようになるには、どうもこれでいくと、どうやって体制をしていくのかなっていうのが、5月以降の検討になるということなので、例えば、秋までにとか、今年中にとか、何かそういう最終的な、これで行くぞという、ちゃんと体制がかちっと決まるんが、いつぐらいなのかなっていうのを、ちょっと知りたかったですけど。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。そちらについては、川口総括主査にお願いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 川口主査。

○川口寿弘中央人権福祉センター総括主査 中央人権福祉センター、川口でございます。今のお尋ねの件につきましては、この2月末から3月にかけて、法人登記の手続を入らせていただきますが、これについてのまず役員については、今、説明が所長のほうからもありましたように、現在の共同代表の皆さん、現在の任意団体の役員さんを中心に、法人登記のほう、役員として法人登記をさせていただきたいというふう考えております。

さらに、任意団体のほうでは、共同代表の役員さんとは別に、実質のこう執行部的な委員会として、運営委員会というのを設けておまして、ここに、食堂の代表さんであるとか、企業の代表さんであるとか、あるいは麒麟のまちの、兵庫のほうの、例えば社会福祉協議会の職員さんであるとか、そういった方々で構成している運営委員会がございます。ここで、いろんな詳細については詰めながら活動をしているということで、現在の任意団体の体制でも、しっかりと協議をしながら進めているということが整っております。

この5月以降の新たな組織運営体制の検討・準備体制の確立というところにつきましては、さらにもう、この法人を、この運営体制を確立したり、組織体制を強化するために、例えばですけども、麒麟のまちの各町の関与をどうしていくのかとかそういったこと、あとは、民間の団体の皆さんも、もう少し関わっていくような仕組みにしていくとか、そういったところをですね、丁寧に皆さんと意見交換をしながら進めていきたいというふうな趣旨で、ここには記載しているものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 それは分かりました。それで、その法人化するっていうことで、別組織とか、新たな組織という捉えをしてるんですけども、今までは、市も一緒になってやってるっていうことで、割合、いろいろ情報提供してもらったりしてるんですけども、今後はどうなるんですかね。この議会に対して、これまでと同じような報告だったり説明が受けれるものなのか、資金なんかを民間調達するってなると、本当に市は関係なくなるので、どれぐらいちょっと距離が離れちゃうのかなっていう心配もあるんですけど、その点はどうですかね。

◆吉野恭介委員長 川口主査。

○川口寿弘中央人権福祉センター総括主査 中央人権福祉センター、川口でございます。法人化するということで、団体としての性格としては、こう一定、こう金メッキがついたような形での立場にはなりませんけども、まず、おおむね事業の内容としては、委託事業がメインになっておりますので、市のほうでも、しっかり連携を取っていただいて進めていただくということになるかと思えますし、あと、先ほど任意団体のときの運営委員会というのがあるというふうに御説明申し上げましたけども、法人化以降も、同様なこう、何かしら実務を担っていただけたところが、役員とは別に必要だと思っておりますので、そういったところには、役員ではありませんので、市のほうもですね、例えば中央人権福祉センターの職員であるとか、そういった方にも職員が、しっかり関わらせていただいて、その中で、御意見を述べさせていただいたりする中で連携ができるものというふうに考えておりますし、あと、民間の助成金につきましても、最近の助成を見させていただくと、ただ団体が申請するというだけではなくて、自治体の推薦書が要るとか、そういった類いも増えているようですので、その辺りでも、この民間助成金についても連携が取れるところがあるのかなというふうに考えてるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。ほかのところと違うのは、行政が、市のほうが深く関わって、取り組んできてるっていうことが、やっぱりよそとは違うし、いいところだと思うので、法人化しても、そういうね、市が関わるところで十分関わっていただいて、本当に目的とするところが、うまく回るようにしていただけたらなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

第5次鳥取市男女共同参画かがやきプランの策定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続いて、報告の最後になります。第5次鳥取市男女共同参画かがやきプランの策定について、説明をお願いします。小清水課長。

○小清水晃子男女共同参画課長 男女共同参画課、小清水です。第5次鳥取市男女共同参画かがやきプランの策定について御説明をさせていただきます。資料41ページをお開きください。9月と12月の総務企画委員会で御説明をさせていただきましたとおり、第5次鳥取市男女共同参画かがやきプランについて、市民政策コメントを実施いたしましたので、その結果とプランの

修正について御報告をさせていただきます。

まず、1つ目の市民政策コメントの実施状況でございますが、12月12日から1月5日にかけて、市民政策コメントを実施いたしました。周知方法としましては、本庁舎ですとか、駅南庁舎、各総合支所、公式ウェブサイト、それから、ここに上げておりませんが、公式LINEなどを活用しまして、周知を図ったところでございます。

（4）番目です。実施結果を御覧ください。意見数は8件、人数は6人となっております。内容としましては、御意見の内容に応じて、かがやきプランのテーマごとに分けさせていただいております。テーマ1の男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりに対して5件、それから、テーマ2、性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりに対して3件の御意見をいただいております。いただきましたコメントにつきましては、主に、本市の男女共同参画施策全体を通した御意見となっております。8件とも参考意見とさせていただきます。プランの修正はしないことといたしました。

意見と考え方につきましては、次のページ、42ページ、43ページに、公式ウェブサイトで、既に公開しているものですが、添付をしておりますので、参考に御覧いただければと思います。

続きまして、第2の修正箇所について御説明をさせていただきたいと思っております。（1）、プランの位置づけの関連図のところですが、該当部分につきましては、資料の44ページを御覧いただければと思います。44ページの図の、ページの左の関係図の黄色く着色しているところでございます。1点目は、この体系図に、鳥取市人権教育基本方針を表記したものでございます。この部分は、もともと各種計画を表しております。そこに、等として、様々な施策全体を含んだ意味合いで表現をしておりましたが、教育委員会事務局より、鳥取市人権教育基本方針を表記することについて提案があったものでございます。

2点目は、右のページを御覧いただければと思います。性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりというテーマ2の部分に関しまして、審議会、1月の審議会を開催した際に、出席委員の中で、商工団体から選出されている委員から、ここ、もともとは、商工会議所や、となっていたんですけれども、ここに、鳥取ということを追記してはどうかという御提案をいただいたものでございます。意図としましては、商工、鳥取商工会議所と明記することで、鳥取市と商工会議所が、お互いに責任を共有して取組を推進することにつながるのではないかという意図での御提案をいただいたものでございます。

こちらにつきまして、この2点につきましては、審議会の委員の皆様にも御賛同いただき、追記することとなっております。

資料戻っていただきまして、また41ページの3番目を御覧ください。スケジュールでございます。12月の委員会以降のスケジュールをお示しをさせていただいております。2月に、審議会からの答申をいただいております。かがやきプランの公表は、令和8年の3月に公表する予定となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 ただいま御報告いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 よろしいですか。なしと認め、ここで、しばらく休憩に入りたいと思います。再開は、午後1時20分としたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後0時13分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後1時49分 再開

令和8年陳情第1号東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、総務企画委員会を再開し、陳情審査に入ります。令和8年度陳情第1号東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。雲坂委員。

- ◆雲坂 衛委員 文面審査でざっと見たところ、過度な表現等もないので、すんなり読んで、否定するところは、懸念するところはないのかなあと、もう特段の疑義があるところはないので、これで賛成、問題ないと思います。

執行部がいたら聞きたかったのが、市の実態とか、その実態があるのであれば、市の庁舎管理規則、この文面の中にもあるように、2ページ目っていいですか、裏側ですね、この「また」のブロックのところの、庁舎管理規則によりってということが書いてあって、見たら、行為の許可、本市のほうではですね、庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない、そういう実態があるのであれば、市長の許可を取っているのかとかですね、聞きたかったんですけども、それもできないので、そのためにも、今回の陳情項目1番の調査確認をするよう求めるってということは、しても問題ないのかなと。ここにいけば聞けたんですけども、聞けないので、さらにそういう調査、実態を把握するためにも必要なのかなと思います。

- ◆吉野恭介委員長 そのほか。伊藤副委員長。

- ◆伊藤幾子副委員長 まず、この陳情の提出者は、前参議院議員の浜田聡氏ということで、上に住所が書いてありますので、こちらにお住まいなのかなと思って、インターネットでこの住所を調べましたら、立花孝志ひとり放送局株式会社というふうになっていました。ちょっと正直怪しいなと思いました。

それで、るる、いろいろ書いてあるんですけども、この陳情項目、2つあるんですけども、これね、庁舎内において職員が、地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断り切れずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めてください。これは、議会が行政に求めるようにという陳情項目になってます。

それから、2つ目は、仮に、心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の

意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。これは、誰にどこに、誰が誰に、どこに求めるのかなあと。ちょっと分からなかったんですよ。それで、根本的なこと言うと、要は、心理的な圧力を感じたかとか、断り切れずに購読してるかみたいな実態を調べてくださいっていうことを行政に求めるということなんですけど、これは、私は、思想・信条の自由、あと内心の自由を侵すことになるというふうに思います。

それから、これは、少なくとも、政党機関紙だから、もう限定されてるわけなんですけれども、政治活動としてやってることなので、何ていうのかな、この陳情項目2つから見ると、何かそれに対してどうかって調べるのは、やはりちょっと私は、さっきも言いましたけど、憲法に抵触するというか、憲法違反に当たるんじゃないのかなというふうに思います。

それから、途中で、まあまあいろいろ、るる書かれておりますけれども、そのパワーハラスメントってあるんですけど、職員と議員の間にパワーハラスメントっていうのがあるのかなあと。カスハラの方にはなるんでしょうけど、別に上下関係がどこのこうのって、そもそもあるわけでもないし、労使の関係でもないので、ちょっとそのパワハラではなくて、カスタマーハラスメント、そっちのほうなのかなと思ったりもしました。ひとまず以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 私自身は、この陳情には反対という立場です。1つは、庁舎の管理規則に基づくって書いてあれば、庁舎の管理規則を徹底すればいいことが1つ。

それと、もう一つは、購読の有無というのは、やはり本人の意思。ですから、伊藤議員がパワハラだとかカスハラだとか言われましたが、どちらに該当しようがどうか別としてね、または、それが嫌だったら嫌だということの意思表示をすれば済むことであって、調査をするまでのことでもないし、逆に、調査をするということによって、一つは、やはり職員に負担がかかってくるという、こういうようなことも生じてくるのではないかと考えておりますので、庁舎管理規則自身を徹底すれば済む話だというふうに、私自身は思っておりますので、これ自身に対しては、反対です。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 かつて私が、議会に出た最初の、議員の新人議員の研修会というのが、事務局が執行部呼んで、それで、議員の心得とか、いろんなことについて、事務局のほうから話があるんですけど、その折に言われたことが非常に印象に残ってることがあってね、新しく皆さんは議員になられましたと、議会の議員になって、例えば自営業の方もおられましょし、いろんな立場の方もおられますけれども、職員に、自分の職業のあっせんといいますかね、言ってみれば、売り込みであったり、そういったものは避けてくださいって言われたことがありまして、それは、職員は、嫌ということが言えない、断るということができないということでありまして。それは、やはり相手が議員だからということも多分あったんじゃないかなというふうに思いますが、一番最初に、その研修の初めに、市議会事務局のほうから、それを言われたことが、今から35年前です。鮮やかに、これは。自分もその当時は、自営業で商売やってましたんで、そういうことだったのかなというふうに思いますけれども。

この機関紙等々については、いろんなところで、この問題、問題っていいですか、話はやつ

ぱり聞きます、言われたら断り切れんという。ですから、進んで言われるように、その購読する人の心理としては、議員さんから頼まれて、本当は、読みもしないこともないでしょうけれども、断りたいんだけど断れないというような、そういった立場が今の職員の状況にあるんじゃないかなというふうに思います。だから、その実態はどうなのかということが、これは明らかになってないもんですから、じゃあ鳥取市の職員さんが、その政党機関紙、例えば、いわゆる部課長さんとか、そういう役職のある方のほうは、結構な方が読んでるっていううわさは聞きますけれども、率先して、それを購読してるというふうには、何となく、私はそういうふうには思ってないんで、頼まれたから、でも、それを購読してるかなあっていうのが実態ではないのかなあと。そういうことであるならば、やはり実態調査してしかるべしだなというふうに、私は思います。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 これは、この文面に書かれていることが全て正しいという断言は、私には分からんところもあるわけですが、ただ、職員の中にですね、こういった勧誘をされたりというような実態が事実としてあったのか、それがですね、やはり職員の立場から、なかなか断り切れなんだとか、それは個々の判断ということもあるんですが、頼まれたら断れんという性格もあればですね、いや、私はええですって、もうはっきりと断られる職員さんも、いろいろとあると思うんです。

ただ、これは、他の自治体で、こういった問題が実際に確認されておるということ、状況を見る上においてはですね、鳥取市の中で、職員の中に、そういった実態があるのかないのか、これを聞くぐらいのことは、私は別に問題ないというふうに思うところであります。それをどこまで調べるとかですね、そうじゃなしに、そういった実態が、もうなければいいで、一つも問題ないわけだし、実際に他都市で、そういった実態があるということが、やはり職員に威圧感を与えたりですね、ハラスメント行為につながったりというようなことが現実としてあつては、私はならないというふうに思うところであります。そのどういう状況だという確認ぐらいのことは、私は別にやってもしかるべきかなあとというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 今、星見議員も言われたんですけど、討議資料というのがついておりました。これを見ると、私は、赤旗を狙った、やはり調査のことをですね、すごく上げておられるように思うんです。調査をするとなった場合には、政党はいっぱいありますよね。そしたら、全部聞くんですかということになってしまうので、私自身は、これは、陳情は政党と書いてあるけど、実質は赤旗のことを聞きたいのが主なのかなと思って、そういう意味で言うと、多分、伊藤議員が、思想・信条の問題に呈するのではないかとされたんではないかというふうに理解をしたので、私自身は、調査することも反対で、管理規則というのをより徹底をしたらいいという、こういう意見で、この陳情には反対ということをお願いしたいと改めて思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 どの新聞がよくて、悪くってという意味でのことではないですよ。すみません。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 これ、3ページには、選択肢はということで、公明新聞とか、国民民主PRESS、社会新報、自由民主、しんぶん赤旗、立憲民主、その他自由記述となっているということで、別にいろんな政党の機関紙があるわけですから、その中で、何を読んでいるかということについてのアンケートだというふうに、これは理解してええと思います。それが、結果的には、やはり赤旗の読者が多かったという、それは結果論です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 確認をさせてください。本日の参考資料でつけていただいた分は、提出者がこの陳情書につけたものでしょうか。

◆吉野恭介委員長 事務局。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 郵送で送られてまいりまして、その中に一緒に入っております。文書表の下の表面のところの下から5行目のところに括弧書きで、詳細は別添討議資料参照とありますので、今回、委員の皆様にご覧に配付させていただいたものでございます。

◆吉野恭介委員長 陳情者からの資料だということですね。そのほか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この陳情項目でいくと、要は、勧誘を受けて心理的な圧力を感じたり、断り切れずに購読していると。その心理的な圧力を感じたのかどうかって聞くこと自体が、もう内心の自由を侵すことになるから、これは駄目だって言ってるわけですよ、この陳情の駄目なところはね。

それと、あと、坂根委員が言われましたけど、私もこの討議資料見て、ああ、まさしくそうだなと、しんぶん赤旗に向けて来てるんだなっていうのは思いました。

それで、この問題って、別に今に始まった話ではなくってですね、もう大分前からいろんな形で議会に出されてましてね、このたびの議会も、県内のほかの議会にも何か送られてるっていう話も聞いているんですけども、結局これね、行政に対して調査をしてくれということを求めているわけですよ。行政が調査をやるってことは、要は、人事の関係で、上司とか部下とか、そういった関係性もあるようなところに、どういう形で、この人たちは望んでるのか分かりませんが、でも、やっぱり職員にとっても、いろいろ情報を取るというね、自由はあるわけですし、勉強のために、議会対策のために読むっていうことも十分あるわけですので、何かそこに、どう感じたかみたいな調査を求める陳情そのものには、私はおかしいと思うし、反対なんですけど、それを、してもええじゃないかっていうふうにこう思われるっていうのも、ちょっと私は、何ていうかな、納得できないというか、何でそんなふうに思うんだろうと。そんな軽い話じゃないですよ、これ。本当に内心の問題に、本当に踏み込んでくることなので、今、しんぶん赤旗だけのことで、ああ、そこをね、あれしてるけど、ほかにも新聞があるわけだし、政党機関紙以外にもいろいろあるでしょうし、そういうものに限らず、こんな許したら、本当に、人の心の内側まで踏み込んでいいよと、そういうことが、どんどん広がるんじゃないでしょうかね。すごくそういう危険性も感じる陳情なので、私もこれ、不採択です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。浅野委員。

◆浅野博文委員 職員への強引な勧誘がハラスメントになるおそれというのはあると思うんです

けども、私たち公明新聞ですけど、職員の方にお声かけをしていることは、実際やっておりますけども、ハラスメントになるような強引な勧誘はしてないと思っておりますし、お声をかけさせていただいて断られる方もたくさんおられますし、実際、取られても、本人の意思で解約もされてる方も実際おられますので、その辺は問題にはならないのかなと思っておりますし、あと、業務中に支障がないように当然配慮して、啓蒙なりする必要があるとは思っております。

それと、坂根議員も言われましたけれども、この鳥取市庁舎管理規則って、もうちゃんとありますので、職員の方がハラスメントと思えば、そこで申出されたらいいと思いますし、こういった何か問題があれば、この規則で対応するべきじゃないかなと考えております。以上です。そういったことから、この陳情には、反対したいと思います。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 例えば、赤旗にしても、公明新聞にしても、ほかの新聞にしても、一般の、その公明新聞なり赤旗の勧誘員っていうかな、そういった方が、職員に、その購読を要請することについては、それはそれでいいと思うんだけど、議員が、職員さんをお願いするというのが問題っていうか、断り切れないというような、そういうことだろうと、私は思うんです。

だから、一般の、その新聞の、一般のっていいですか、勧誘員っていうかな、そういう人が職員さんに、こういう新聞取ってくださいよと言われるのは、別に問題はないけど、さっき私、一応冒頭言ったように、職員にとって、議員から頼まれると断り切れないってところは、これは、心理的に、私はあると思いますわ、そういう面ではね。だから、そういった面からすると、いわゆるパワハラでなしに、カスハラというような形でも取られる事例も、ないではないかと。そういうことがあるのであるならば、それは調査をする値があるのかなというふうには感じたような状況です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 私も、上杉議員が言われることは分かるつもりなんです。ですからこそ、例えば、私は解放同盟の所属ですから、解放新聞を取ってえなって言いたいけど、言わない、逆に言わない。それは、やはり個人が、そういういい情報があるんだったら教えてということで、読んでいただければいいというふうに思っているからです。

もう一つはね、そういう面があるからこそ、議員は、私は気をつけてるんだと思うんですよ、みんなが。鳥取市において、私は、それは守られてるというふうに察しております。

もう一つは、これ庁舎内におけるじゃないですかね。購読してもらおうと思ったら、自宅を調べてでも行けるわけですから、そういった意味で言うと、この陳情で言われることは、実際は、やはりもう、そういう勧誘をやめよということが、実際は言いたいのかなあというふうに思っていて、それだったら、別に実態調査をするまでもなく、その庁舎管理規則でしっかりやったらいい話じゃないかというふうに思ったということで、反対の意見を言わせていただいたところです。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 それぞれ、言われることは、ああ、まあそうかなっていうふうにも思ったりします。それで、その中で、4ページにあるんですね、千葉市の市長が、市議会に対して、配慮す

るよう文書で求めたという記事が載っております。自治体の管理職は、議会对応の関係上、議員の要求を断りにくい、議員側にその意図はなくても、勧誘自体が心理的圧力につながることは否めないという、この文章がある、示しとるようにですね、やはり上杉会長のほうも先ほど言われたんですけど、やっぱり議員から、職員に対して、そういうように、たとえ個人の自由だと言いながらも、この議員さんに頼まれたら、嫌とは言えんなあっていることも、ないこともないと思うんです。だから、取るのも取らんのも自由だと言いながらも、やはり職員さんから見ればね、特に職員の中でも、管理職をしておるような方であれば、議員さんから頼まれたら、断りにくいなあっているようなことも出てくるんじゃないかなというふうに思うところでありまして、それで、私は、実態がどうなのかなあというのは、鳥取市においてどうなのかなあというところが、何もなければ問題ないわけですし、やはり7割、8割の職員さんが苦痛を感じるようなことになっておるのであれば、これはちょっと問題かなという思いがしたものですから、職員さんのほうに、こういった実態は、鳥取市としてはあるんかというようなことを聞くぐらいのことだったら、私は問題ないと思うんですけども。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 何度もすみません。私はね、今回のこの陳情は、今、上杉委員や星見委員が言われたように、議員がというところであれば、戒めだと受け止めて、ある部分、いけばいい話であって、実態調査するほどのものじゃないんじゃないかって思っています。逆に、実態調査することによって、誰が何新聞読んどるというようなことになればね、それこそ本当に、思想・信条の自由というところを脅かす問題にもなってくるのではないかと思いますので、これは、ある部分、全国各地で起こって、鳥取市ではないようにしようでと、議員が戒めとして、しっかりと周知を図っていくと、こういうことで済む話ではないかと思ってるんですけど、そこまで調査する必要はないと思ってます、はっきり言って。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 浅野委員も言われましたけど、議員ですから、お話をお願いするときは、やっぱり気をつけてるし、以前とは本当に違ってきてるなあっている印象も、きちんと意思表示をしていただいたりして、そういう中でやってはきてるんですけども、この陳情はね、あくまでも政党機関紙なんですけれども、じゃあ議員がね、職員に、例えばですよ、心理的な圧力を感じさせるようなことっていうのは、政党機関紙の勧誘だけではないと思うんですね。本当に、この今、議会が始まるとして、質問だと言って、聞き取りに来られたりしてますけど、それとか、ふだん行政に関する事で、いろいろ話をしたりする中でも起こり得ることなので、殊さら、これだけを何か調査してくださいみたいな、この陳情を受けてですよ、本当にその内面に關わるようなことを調べるのは、もういけないと私は思いますので、これは、反対です。

◆吉野恭介委員長 皆さんからしっかり意見が出たと思います。

採決に向かっていきたいと思いますが、よろしいですか。討論はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、この陳情には、反対です。言わせていただきましたけれども、やはり、これはですね、心理的な圧力を感じたり、断り切れずに購読しているかっていった内面に

関わるようなことを調べなさいという陳情で、これは、内心の自由に、私は触れることで、いけないと思います。

それから、先ほど坂根委員が言われましたけれども、やはり、私たちも、立場をわきまえております。そういう対応を心がけてやっておりますし、一応そういった苦情は、市のほうには入っていないということはお聞きをしておるところです。これは、全国的に、本当にいろんな形を変えて出されている陳情ですので、ちょっと良識的に考えて、この陳情は、不採択と、反対としていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 私は、賛成の立場で討論をいたします。この参考資料を見ても、アンケートと、無記名アンケートと書いてありますし、最初に私が言ったように、この場に執行部がいれば、実態も確認できたんですけども、その実態も確認できないということなので、あるか、ないかを含めて調査は、その内心の自由に反しない範囲で行えばいいのではないかなあと。

要は、坂根委員も言われたように、賛成するところは、庁舎管理規則、規則が昭和40年ですね、もう定まっているので、このルールをしっかりと徹底できているのか。行為の許可ですね、庁舎において、行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと。市長が許可をすればいいんですけども、せずに庁舎で、そういった物品の販売だったり、宣伝・勧誘、その他これらに類する行為をすれば、このルールに違反するわけでありまして、これが徹底できているのかどうかという調査をですね、内心の自由に反しない限りして、もしあれば、それを徹底していただくと。

調査をしたら、これ公表した場合に、新聞とかに載ると、またちょっと意味合いが、何ていいますかね、人間関係として、これまで了解して購入してもらっていたものが、またちょっと公の場になると違ってきますので、そこまで持ち上げるものなのかという懸念も、私は実際あります。

なので、ここに実際、執行部がいて、いや、実はと、議事録に載りますけれども、しっかりと徹底してくれということで、この委員会で言えれば、これは上げる必要もなかったのかもしれないけれども、そういう実態感覚で言えば、先ほども御発言があったように、もう実際、実態あるんだということなので、その許可ですね、市長が許可したのであればいいんですけども、してなければ、それはまた問題ですし、どうなのかということも含めて、内心の自由に反しない限り、アンケートで行えればいいと思って、これは、賛成いたします。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員、実態があるっていうのは、何があるって言われたですかね。

◆雲坂 衛委員 浅野委員からの御発言があったようにもですし、そういった苦情があるという伊藤副委員長の発言、ちょっとすみません、自分の聞き違いだったら、誤解だったら、申し訳ないですけど。

◆伊藤幾子副委員長 それはない。

◆雲坂 衛委員 言ってない。

◆伊藤幾子副委員長 それは聞いてない。

◆雲坂 衛委員 言ってない。じゃあ、浅野委員さんの御発言という意味で、実態と言いました。

なので、もう断言されてしまいましたので、先ほど実態があるんだなど、そこで、この委員会の中では発言があったので、ですね。

◆吉野恭介委員長 浅野委員、確認します。実態があるっていうのは、新聞とかを職員さんに提供してるという意味であって、苦情があるっていうようなことを聞いているっていう実態があるということではないと、私は受け取ってるんですけど、その理解でいいかどうかを確認させてください。

◆浅野博文委員 新聞購読をしてくださってる方はあるっていう実態っていうことで、苦情があるとは、一つも聞いてない、全くありませんので、まあそういうことです。

◆吉野恭介委員長 分かりました。上杉委員。

◆上杉栄一委員 雲坂委員が、さっきの発言で、執行部に残ってもらったら、実態が分かる、聞けるだろうというようなことを発言したんだけど、執行部は言いませんよ、そういう実態はあってもですよ、あっても言わない。それほど、これは、非常に潜在化してる問題だというふうに、私は捉えているわけ。

だから、さっき、それは、勧誘する議員も、しっかりと、このことは踏まえた形で、職員に対応するという事に尽きる話ではあるけれども、ただ、この陳情からすればですね、やはりその実態といいますか、本当に職員が、そういう何もそのプレッシャーもそういうストレスもないうまま、議員から勧誘された形の中で、本当にそういうことで対応してるかなっていうのは、甚だ、これは調べてみな分かん話だから、だから、別にその名前を書いて、誰の誰がどうのこうでないわけで、購読してる職員さんの中で、やはり議員からの圧力っていうか、プレッシャー等々、そういったものがあればですね、やはり、これはカスハラになるわけだろうと思うんで、そういう調査はしてもいいんじゃないかなあと。それを踏まえて、鳥取市ではどうなのか、状況を、それをやめろという話には多分ならんと思うんで、さっきの思想・信条の話あるわけだから。ただ、そういった結果を踏まえて、議会っていいですか、議員、それを勧誘する議員さんも、しっかりとそのことを踏まえた形での活動をしていただきたいという一つの、言ってみれば調査っていいですかね、それに尽きると私は思います。誰もそれをやる、いや、やめて、するなということ言っていないわけですね、言っておきませんので、それは、それだけは言っときます。

◆吉野恭介委員長 すみません。今、上杉委員は、賛成討論と受け取ったですけど、そのようでもいいですか。

◆上杉栄一委員 賛成討論です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 反対討論をさせていただきます。私はですね、まず、この陳情を、もし賛成ということで上げてしまえば、1つは、賛成をして、実態把握をして、どうだったのかと。こういう形で、また、こんな形で利用されるわけですよ、ある部分で言うと。そうすると、実際、私たちが求めてた、例えば今の上杉委員や、または星見委員の意見で言うと、そういう実態を改善していかないけんけえという、こういう趣旨とは別問題として、扱われてしまうというおそれが出てくるという、こういうことが1つ。

そして、もう一つは、さっき雲坂委員が後半に、管理規則は守られてるかどうかと言われたけど、陳情では、そんなことは聞いてませんので、まさに、こう陳情とはね、違うような中身の今話だったので、私は、そこは、陳情の賛成という話にはならないのではないかというふうに、2つ目は思ったこと。

3つ目は、やはり今のずっと意見を聞いておまして、実際、本当に、今、こう昔だったらよう断らんかったけどみたいな、こんなことがあったかもしれませんが、議員も、そこまで強くは言わなくなってきたし、やはりそれは、きちんと守るべきことは守るというね、そういうルールのことをきちんとやってきたことと、あと職員も、その状況の中で、きちんと物が言えるようになってきた。ただ、全てが改善されたとは思ってません。だけれど、これはやはり、今後しっかりとこれを守っていこうという、こういう枠組みの話ではないかというふうに思っておりますので、これは、やはり反対をしたほうが良いというふうに思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 反対討論ということでした。そのほかよろしいですか、討論。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 すみません。2回目で、申し訳ないですけど。

◆伊藤幾子副委員長 討論は1回だけじゃない。

◆雲坂 衛委員 そうですか。

◆吉野恭介委員長 失礼しました。すみません。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 採決に入ります。これより、令和8年陳情第1号東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情を採決いたします。本陳情の採決に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手少数と認め、本陳情は、不採択と決定いたしました。

では、また後で、不採択理由は確認をさせて、していきたいと思います。

以上で、陳情審査を終了し、総務部・危機管理部を終わりたいと思います。

次に、企画推進部に入りますので、しばらく休憩をしましょう。再開は35分をお願いします。

午後2時26分 休憩

午後2時34分 再開

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 それでは、会議を再開いたします。企画推進部の審査に入ります。本日は、先議分の議案説明、質疑、討論、採決、続いて、報告を受けた後、令和8年度当初予算の説明という流れとしております。

令和8年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行います。

それでは、企画推進部の審査に入ります。まず初めに、河口企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。河口部長。

○河口正博市企画推進部長 企画推進部長の河口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日、御審議をいただく案件は、議案が2件、そして報告案件が3件、先ほど委員長さんが言われましたように、予算審査の部分の議案として1件ということでございます。

それでは、まず、議案の先議分でございますが、議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）、所管に属する部分についてでございます。こちらは、旧本庁舎跡地活用事業費、こういった各事業の実績見込みが整いましたので、これに伴いまして増減でございますが、補正をお願いをするものでございます。企画推進部全体では、1億3,102万5,000円、こちらは減額となりますが、この補正をお願いをさせていただくものでございます。

次に、先議分以外でございますが、議案としましては1件、議案第59号鳥取市総合計画基本構想の改定についてでございます。こちら、議員の皆様におかれましては、過分なる御協力をいただきましてありがとうございます。この構想案、総合的かつ計画的な行政運営を図る目的のものでございます。しっかりと最終案を取りまとめすることができました。本議会に上程をさせていただきまして、議会の議決をいただきたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、報告案件が3件でございますが、まず、1件目でございます。こちら、2月4日に、これは県庁のほうでありましたが、知事、それから市長、それと環境大学の学長、全てそろいまして、令和7年度第2回新生公立鳥取環境大学運営協議会を開催をしたところでございます。この内容を御説明をさせていただきたいと思います。併せまして、そのときに環境大学のほうから御提案をいただきました、公立鳥取環境大学の教育改革の取組状況について、こちら、併せて御報告をさせていただきます。そして、2件目でございますが、鳥取市公式ウェブサイトのリニューアルについてでございます。こちら、令和6年度にプロポーザルを行いまして業者を選定をし、それ以降構築を進めてまいりました。このたび、こちら公式ウェブサイトが3月17日に公開という運びになりましたので、その内容について御報告をさせていただきたいと思っているものでございます。そして、3件目でございますが、鳥取市デジタルトランスフォーメーションの推進方針（第8版）でございます。こちらにつきましましては、現在第7版、これは令和7年度末までということでございますので、この期間が終了することに合わせまして、この7版を改定をいたしまして、第8版、これは平成、すみません、令和8年～令和12年までと、5年間ということになりますが、この期間の計画を策定をいたしましたので、その内容を報告をさせていただきます。

そして、最後でございますが、予算審査特別委員会のほうの分科会になりますが、予算審査分としまして1件、議案としましては、第6号令和8年度鳥取市一般会計予算、所管に属する部分についてでございます。企画推進部の全体といたしましては、歳出23億7,144万2,000円、こちらを計上をさせていただきたいと、このように考えております。

以上、詳細につきましては、各担当課長より御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、先議分の審査に入ります。議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。西田室長。

○西田茂樹政策企画課地方創生推進室長 地方創生推進室の西田でございます。それでは、お手元の資料1、A4横向きの資料でございますけども、総務企画委員会補正予算説明資料、これによりまして、歳入、歳出の順に御説明をさせていただきます。2ページをお開きいただきたいと思っております。本日の説明につきましては、資料の右の欄外に丸印のあります主なものについて行います。また、歳入につきましては、歳出の説明の中で、特定財源として説明できるものは省略させていただきます。

それでは、2ページの歳入からでございます。費目が、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費補助金、上から3つ目でございます、（新しい地方経済・生活環境創生交付金）770万6,000円の減額でございます。これは、各課の地方創生を推進する事業に充当している補助金でございまして、企画推進部が取りまとめをして、歳入予算計上させていただいてるものでございます。各課の事業費が実施見込みで減になるということから、補助金も減額をするものでございます。なお、本年度の6月補正予算以降、この交付金の歳入予算の計上につきましては、充当先の歳出予算を計上する各所管課で行うこととしてとってございまして、以上です。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田でございます。続きまして、同じページの一番下の行になります。諸収入、雑入、雑入、雑入となります。予算書は59ページになります。こちらは、雑入としまして、（その他の雑入）といたしまして、建物総合損害共済災害共済金43万2,000円を増額、CATV設備使用料として2,183万4,000円を増額するものでございます。これは、令和7年3月の雷災害に伴いまして、FM鳥取中継局の無線通信設備の修繕費が損害共済金として補填されたものになります。こちらは、地域情報化推進費に充てさせていただきます。

また、CATV設備使用料につきましては、本市の所有するケーブルテレビ設備を利用するケーブルテレビ事業者から使用料を得ているものであります。こちらについては、修繕費実績等も踏まえまして、契約に基づいて3年に1度、料金の見直しを行っておるもので、見直し時期である本年度につきましては、直近の3年間の修繕費の増、電気代増等を踏まえまして、使用料が増額になったものであります。

2月補正予算に伴う歳入の御説明は、以上となります。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。4ページをお開きください。歳出の部になります。4ページ、右側の最初の丸になります。（東部広域行政管理組合負担金）となります。こちらは、組合の予算におきまして、人事院勧告に伴う給与改定などによりまして、構成市町の負担額が増額ということになりましたので、鳥取市負担分としまして1,757万5,000円を増額するものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田でございます。続きまして、4行下になります。同じく企画費の中の有線テレビジョン放送施設管理費になります。（超高速情報通信基盤整備事業費）といたしまして、本市が所有するケーブルテレビ網における光化を行うための経費となりますが、こちらの経費につきましては、5,278万円の減額を行うものであります。主な補正内容といたしましては、ケーブルテレビ引込み宅内修繕実績の見込みによる減、また、国府町における光化の切替え完了に伴いまして、旧設備の撤去工事の入札の請差による減額になるものです。以上です。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。続きまして、その下段でございます。城下町とっとりまちづくり推進事業費の（歴史的建造物保存活用事業費）でございます。予算書は75ページ、所属別事業一覧は11ページを御覧ください。補正額は、72万7,000円の増額でございます。こちらは、高砂屋の職員3名の賃金水準の上昇に伴う人件費の増額による、指定管理料の見直しなどによる増額でございます。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。その下の56番になります。旧本庁舎跡地活用事業費、事業費実績見込みにより、8,011万1,000円減額をさせていただくものです。この広場の工事につきましては、現場の施工方法を工夫を行いまして、工事費の節減に努めてまいりました。内容としましては、工事残土を場外搬出処分ということで予定していたものを、現場の盛土調整で、現場処分ということで工夫を行いまして、変更処理したことによりまして、これにより約4,000万円の減額となったことと、駐車場システム、発券機等ですね、こちらを、ほかの電気設備と一体発注で予定しておりましたけれども、分離して単独入札で調達をかけたところ、約1,200万減額になったと。そのほかの入札減などによりまして、補正の額ということになっております。それから、都市計画道路の拡幅範囲となっております若桜街道側の整備部分、これを起債対象外とさせていただくことに伴いまして、財源更正を行わせていただきたいと思っております。56番、以上でございます。

続いて、5ページの70番になります。まちなか交流広場管理費を御覧いただきたいと思っております。こちらは、1万3,000円の増額を計上させていただいております。内容につきましては、賃金水準の上昇に対応しました指定管理料の見直しを行うものでございます。なお、このまちなか交流広場につきましては、指定管理業務を、来月の3月1日開始ということで予定しております。本年度の予算につきましては、この3月分、1か月分ということになっております。

財源につきましては、全額を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで充当することにしております。以上です。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田でございます。続きまして、1行下になります。電算処理費の内部情報システム管理費になります。（庁内LANシステム管理費）といたしまして、庁内ネットワーク各種システム及び端末の適正管理を行うための経費となりますが、こちらの事業費実績見込みによりまして、1,040万9,000円の減額を行うものであります。主な内訳としましては、庁内LANパソコンの調達、またネットワーク機器の更新等の入札による経費の削減、また、基幹システムと言われるグループウェアにつきましては、事業費を見直したところになりまして、それに伴う減額を行うものになります。

続いて、1行下になります。同じく、内部情報システム管理費になります。（統合型地理情報システム管理費）といたしまして、こちらは各課が所有する地理情報を共有し、統合的に活用するための事業となっております。今年度は、来年度4月の稼働に向けて構築を行うものとなっております。こちら、事業費実績見込みによりまして、137万7,000円の減額計上を行うものであります。内訳としましては、システムの構築におきまして、県内で一括に統一したことによる共同化、入札の請差による事業費が減額となったものであります。また、あわせまして、固定資産税や道路などの個別のGISシステム、こちらについて、当初予算におきましては、全額起債充てておりましたが、市民向けに公開することで、国の交付金のKPI達成につながるということから、構築費に交付金を充てることとしまして、財源更正を行ったものであります。

続きまして、1行下になります。電算事務費の（鳥取県自治体ICT共同化推進協議会事業費）となります。こちらは、県内19自治体でシステム等の共同化による経費削減、事務の効率化を進めるための経費であります。こちら、事業費実績見込みによりまして、260万円の減額を行うものであります。内訳としましては、先ほど申し上げた地理情報システムの構築におきまして、こちら、共同化、入札により、事業費が減額になったものであります。以上です。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。続きまして、5ページの一番下の行でございます。教育費、社会教育費、市民会館管理費、施設管理費の（市民会館施設管理費）でございます。予算書は145ページ、所属別事業一覧は12ページを御覧ください。補正額は、167万円の増額でございます。こちらは、市民会館の職員8名分の賃金水準の上昇に伴う人件費の増額によります指定管理料の見直しの増額でございます。財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。

以上で、補正予算の所管に属する部分の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 資料5ページの内部情報システム管理費のところの統合型地理情報システム管理費で、交付金って言われたんですけど、名前を教えてくださいませんか。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田でございます。交付金の名前ということでございますが、正式には、新しい地方経済・生活環境創生交付金となります。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ってなると、2ページの歳入のところの真ん中ら辺に、その増額の分、その1段上は課が違いますからね、デジタル戦略課のところ、886万3,000円っていうのがあるんですけども、そのトータルで、補正後の額の29461っていうのがあるんですけど、そこからの分が、その中の1,059万6,000円っていうのが、ここに充たるということでよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 伊藤委員さんの言われたとおりでございまして、そちらの資料2ページの上から4つ目のところのものが、それに充てるものとなります。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。いいですか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号鳥取市総合計画基本構想の改定について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、先議分以外の議案説明に入ります。議案第59号鳥取市総合計画基本構想の改定についての説明を、執行部、お願いします。西田室長。

○西田茂樹政策企画課地方創生推進室長 地方創生推進室の西田でございます。そういたしますと、付議案の資料、83ページになります。また、この議案第59号鳥取市総合計画基本構想の改定につきましては、鳥取市総合計画基本構想、別冊ということで、別冊、基本構想というのがございます。それから、参考資料といたしまして、基本計画、それから資料編、これ参考資料2として資料編というこの3冊、これをお配りさせていただいております。議案となりますのは、基本構想の部分で、基本計画につきましては、参考ということで、施策の内容を、これをお示ししております。また、この資料編につきましては、この基本構想の統計データでありますとか、市民アンケートの詳細を補足する資料、また、基本構想と基本計画を含めた語句、言葉の解説、これをつけてるので、これも参考資料としておつけしてるということでございます。

それでは、本日の御説明につきましては、資料2、付議案等説明資料、これに基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

では、資料2の2ページを御覧いただけますでしょうか。この第12次鳥取市総合計画の策定状況につきましては、昨年の6月、9月、12月の定例会におきまして、全員協議会で、随時、策定の状況、報告をさせて頂きましておりましたが、昨年の11月の終わりに、総合企画委員会から市長に、計画案の答申をいただきました。これを踏まえまして、本2月定例会で、基本構想の改定案ということで提案をさせていただきとるところでございます。基本構想の内容につきましてですが、この付議案等説明資料のみで御説明をさせていただきたいと思いません。

まず、1番、策定の趣旨でございます。人口減少・少子高齢化などの時代の潮流を踏まえまして、本市が持続的に発展していくために、市民や企業、団体など、皆様の力を合わせて、オール鳥取市で、まちづくりに取り組んでいく必要があるといたしまして、多くの皆さんから御意見や提案をいただき、鳥取市の明るい未来を描き、その実現に向けて、みんなで行動していく総合計画を策定するというふうにしております。

続きまして、2のところ。鳥取市って、どんなまちということですが、鳥取市がどんなまちなのか、これを改めて認識していただくよう、鳥取市の歩みでありますとか、現状、人口動態、財政、まちの特徴、そういったものをまとめて紹介をさせていただいております。

3のところ。鳥取市の10年後をどうするというところで、これまでの本市の歩みや現状、そういったものを踏まえまして、10年後を見据えて、今後10年間に、どのように取り組んでいくのかということを示す内容となります。

(1)、時代の潮流といたしまして、本市を取り巻く現状と課題を、8つの項目にまとめております。人口減少・少子高齢化の進行でありますとか、地域共生社会の実現、地域経済の成長軌道への転換と地域活力の創出、また、安全・安心への意識・関心の高まりなどを上げておるところでございます。

(2)、まちづくりの基本的な考え方ということですが、これにつきましては、市民の皆さんの御意見を十分反映した計画となるように、アンケートでありますとか、ワークショップで出てきましたフレーズやキーワード、そういったものを、テキストマイニングという手法を活用いたしまして、市民の皆さんが描く、鳥取市のありたい姿として、この4つの文章としてまとめたものでございます。1つ目の、若者や子供が将来に希望を持ち、生き生きと活躍できること、これが、挑戦ということが言えると思います。2つ目、暮らしや交流を支える豊かなつながりがあること、これが、協働と言えると思います。3つ目、一人一人の個性が尊重され、自分らしく過ごすことができること、これが、共生と言えると思います。4つ目の、鳥取市固有の資源が大切にされ、引き継がれ、活用されていくこと、これが、誇りと言えるのではないかと、これを踏まえまして、(3)のところ。まちづくりの理念といたしまして、この4つを合わせ、挑戦・協働・共生・誇り、これを理念とさせていただき、目指す将来像といたしましては、一人一人が自分の力を発揮でき、支え合いながら、共に豊かに暮らせる鳥取市と。キャッチフレーズとして、オアシスとっとりというふうに掲げさせていただいております。

(5)のまちづくりの目標及び政策につきましては、次の3ページを御覧いただきたいと思

います。目指す将来像の実現に向けまして、まちづくりの目標を、未来を創る人材を育み、一人一人が活躍するまちなど、4つ設定をいたしまして、それらを推進する政策として、子供でありますとか、教育・スポーツ等、11項目の設定をさせていただいております。

（6）番のところで、計画推進における基本方針、これを4つ設定をいたしまして、自立した市政運営を図ることとしております。

それから、（7）番、人口の見通しということで、鳥取市の人口、減少傾向にあります。また、さらに、将来的に減少する見込みであるというところでございますけれども、令和2年の国勢調査の実績で18万8,465人、これが、令和12年の見込みとしましては17万4,716人、その5年後、令和17年については16万8,818人まで減少するというような見込みでございます。老年人口の割合というのは、令和17年の見込みとしては33.6%と増加する見込みですし、年少人口、それから、生産年齢人口、それぞれ、令和17年度の見込みとして11.3%、55.1%ということで、こちらは減少していくという見込みとなっております。

それから、（8）、財政の見通しでございます。一般会計の歳入・歳出の見通しとしております。本議会に上程をさせていただいております、令和8年度の当初予算1,087億円、これが、令和17年度の見込みとしては、1,074億円、若干減少するという見込みを立てております。

それから、（9）番、まちづくりを支える都市の形といたしましては、これも継続してですが、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指していきます。

それから、4番、計画の役割、構成及び期間等ですが、（1）の計画の役割といたしましては、市民等においては、市民が主役となるまちづくりの方向性を明らかにするもの、行政におきましては、長期的な市政運営の目指す目標を明らかにし、市民の皆さんと協働して、計画的にまちづくりに取り組む上での指針となるもの、それから、国・県等については、計画の実現に向けた連携や、それぞれの役割を明確にする上で、本市の施策を明らかにするものというふうにしております。

それから、（2）です。計画の構成と期間でございます。基本構想、これを令和8年度からの10年間、基本計画、これを令和8年度からの5年間と、それから、実施計画としまして、これは5年間、毎年度ですね、見直しを行うということにしております。

（3）の計画の進捗の管理でございますけれども、PDCAサイクルによりまして、成果を重視した進行管理を行っていきたいと考えております。

続いて、4ページでございます。この第12次鳥取市総合計画の体系です。これは、基本構想と、それから、基本計画を含めた体系を示したものでございます。上のところで、目指す将来像、まちづくりの理念、それから、都市の形、その下のところで、左から、まちづくりの目標4つと、それから、政策11、そして、右側が、基本計画の構成をいたします基本施策、これを31項目設定をいたしまして、施策を推進してまいろうと考えるところでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

令和7年度第2回新生公立鳥取環境大学運営協議会の開催結果及び公立鳥取環境大学の教育改革の取組状況について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。令和7年度第2回新生公立鳥取環境大学運営協議会の開催結果及び公立鳥取環境大学の教育改革の取組状況についての報告をお願いいたします。上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。付議案等説明資料の5ページをお開きください。令和7年度第2回の新生公立鳥取環境大学運営協議会を開催しまして、令和8年度予算の協議と、それから、大学から、教育改革の取組状況について報告がありましたので、その概要について報告をさせていただきます。

以下の1番、2番、3番、こちらに、日時、場所、出席者を記載させていただいております。環境大学は、県と市の共同設置の形態を取っております。設置団体の事務調整を図るために、地方自治法の規定によりまして、県・市で運営協議会を設置しております。本年度1回目は、8月の25、そして、2回目ということで、2月の4日に開催をさせていただきました。

4番の内容に、協議事項と報告事項をまとめております。（1）の令和8年度公立鳥取環境大学運営費交付金等についてを御覧いただきたいと思います。設置者の県と市が交付します、交付金等の予定額について承認をさせていただきました。各交付金・補助金の予定額は、表の記載のとおりでございます。令和8年度当初予算の分科会でも説明させていただきたいと思っております。

それから、（2）番、令和8年度新生公立鳥取環境大学運営協議会事業計画及び予算についてを御覧いただきたいと思います。こちらは、協議会の規約に基づきまして、この協議会の事業計画、予算の承認を行っております。

それから、（3）番、公立鳥取環境大学の魅力向上につながる教育改革についてを御覧いただきたいと思います。環境大学は、大学志願者数が、近く全国的に減少に向かうことを踏まえまして、安定的な志願者確保を図るために、教育改革に取り組まれております。令和7年7月に、有識者会議を設置したほか、商工団体・金融機関などからの意見聴取など、学外の意見を取り入れながら、令和8年度～10年度の間、3段階での改革を進めるよう、今考えておられます。

5番、その下になります、5番、設置者の主な意見等を御覧いただきたいと思います。こちらは、県と市から、大学に対して意見を述べておりますが、最初のポツにつきましては、環境学部で生物系学科を設置されたいということですが、このポイントについて教えてほしいという意見を述べさせていただきます。下、矢印ですが、大学からは、鳥取ならではの自然豊かな魅力を生かす学科として、自然環境保全をしながら、1次産業を盛んにしていくような独自学科をつくりたいと。それから、オープンキャンパスなどで、学生からのアンケートですとか、在学生のゼミ、そういったところでも、自然環境保全のニーズが高い志願者が見込めると考えているという説明をいただきました。

1枚めくっていただきまして、6ページを御覧ください。上のポツになります。ネイチャー

ポジティブ、こちらは、自然の損失を止めて、増やすようにするような取組ということのようですが、これが、現在クローズアップされていると。環境大学も、県の取組、県は、昨年11月に、知事のほうが、ネイチャーポジティブ宣言をしておられます。この取組に、ぜひとも参加してほしいというような意見を述べられました。矢印ですけども、大学のほうでは、魅力づくりですか、知名度向上のためにも取り組んでいきたいと、鳥取の自然を保全するビジネスになるような案についても考えていきたいというようなお返事をいただきました。

それから、次のポツになりますけども、県内就職率は2割程度であるのが現状と、学生と県内企業のマッチングを行う上で、ユーザー目線、ユーザーは学生ですけども、この学生目線での就職活動により、効果の高い取組を進めたいので、御考慮いただきたいというようなことですか、最後のポツになりますが、脱炭素に関する、フィンランドとの学生相互の交流を、ぜひとも今後も続けていっていただくとよいと、そういうような意見をお伝えいたしました。

その下になります、6番、参考ということで、公立環境大学の教育改革案を御覧いただきたいと思います。（1）番、先ほどありましたけども、3段階で進める教育改革を記載しております。内容としましては、①番が、令和8年4月、学生の成長を主眼とした教育方法の変更としまして、シラバスの見直しですとか、授業時間の見直し、こちらを検討を予定されております。それから、②番、令和9年4月、人間形成教育のカリキュラム変更としまして、グリーン人材ですとか、AI数理データサイエンス分野の全学必修化といったことを検討をしておられます。それから、③番になります。最終段階、令和10年4月、予定ということで、魅力的な教育内容等に関する検討としまして、学部学科体制の見直しについて検討を行っておられます。学部学科体制の見直しの内容としましては、最初のポツになりますが、受験生のニーズを踏まえまして、学問分野の組替えを行いまして、競争力を強化するというところでございます。2つ目のポツでございますが、受験生に環境学部の学修内容、環境学部って、どんなこと学ぶんだろうと、それが分かりやすいようにですね、示していくために、現在の1学科体制を、環境学科と保全生物学科の2学科体制に変更していきたいというようなこととございます。最後の3つ目でございますが、従来の経営学部の地域経営分野に加えまして、環境学科での地域デザイン分野の人材育成を強化するなどの拡充を進めておられまして、経営学部の定員20名程度を、環境学部へ移動というようなことを検討しておられます。

その下、（2）、個別訪問による意見聴取を御覧いただきたいと思います。この教育改革に取り組まれるに当たりまして、学長さん自ら、県内団体に訪問されまして、意見交換を行っておられます。主な意見につきましては、下の②に記載しておりますけども、例えば、最初のポツですと、環境学部の学びの内容を学科名等に明確にすることは、学生募集において必要という御意見ですとか、次のページ、7ページになります、大学が地域デザインという視点を持っているのは頼もしいと、人材を育ててほしいというような御意見をいただいております。

その下、（3）、学科再編構想の取組経過とスケジュールを御覧いただきたいと思います。令和8年4月から、今後のスケジュール想定ということでございます。4月と8月に入試の予告を、事前予告をする必要がありますので、行いまして、令和9年4月に文科省への設置届、そして、令和10年4月に新学科開設という構想で進めていきたいということを検討しておられ

ます。

8ページ、最後のページを御覧ください。現在説明しました教育改革の概要を、資料にまとめております。上の段が、先ほどの3段階の改革を記載した資料です。

そして、一番下が、学部学科の再編構想ということで、この下の資料の左側、現行が、現在の大学、環境学部環境学科、経営学部経営学科、これが、右のほうの見直し後に行きまして、保全生物学科、それから、環境学科、地域デザインコース等に再編後ということのようです。この保全生物学科でございますが、こちら、内容は、生態系の保全と、生物の適正な管理、資源化を実践する、そういった人材を育成する学科を目指しているということでございます。

この資料の一番右に、進路のイメージも書かれております。生物ということではございますが、こちら、必ずしも、理科の先生ですとか、研究職ということが進路というわけではなく、そういう知見を持った人材を、広く社会に送り出していくと、そういう構想でございます。それから、地域デザインコース、こちらは、地域づくりの実践、提言が行える人材を育成するコースということで、こちらも、現在取り組まれております、鳥取グリーンベンチャーという、環境大学の学生が地域に飛び出して、例えば、佐治漆の復活プロジェクトですとか、八東ふるりの森の再生ですとか、そういった取組されてますけども、これの発展型のイメージのようなコースなのかなという話をさせていただいております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 7ページの(3)、スケジュールのところでお伺いしたいと思うんですが、学部の設置届が、令和9年の4月となって、10年4月には新学科開設なんですが、その前に、令和8年の4月には入試予告をするというような、こういう、ちょっとこう遡ったような段取りで始まってんですが、設置届をすれば、もうそれで許可なのか、どうなんでしょうか。許可が下りなければ、どうなるんだろうと思ったものですから、その辺のことをお伺いしたいです。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。設置届ということで、おっしゃっていただいたように、ゴールの10年4月から遡って、スケジュールを整備しておられるところです。こちら、設置届を提出するまでに、当然、文科省とずーっとすり合わせをしていきます。この予告も、文科省のほうのルールで、いきなり入試が、入試の直前になってから、学部学科というわけにはまいりませんので、文科省のほうの手續に沿ってスケジュールリングするということになるので、それから、許可制ということではなくて、届出ということですので、もちろん要件を満たして、十分な書類で届出をするということ、それが何か駄目というようなことは、想定はしてないということでございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 6ページですけども、この3段階で進める教育改革の①のところ、シラバスの見直して書いてあるんですけど、これは何でしょうかな。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。学生の取られる授業の内容といたしますか、こ

う授業計画をまとめたものをシラバスとっておられまして、それを、その新たな内容に合わせて、作り替えるといえますか、見直すということでございます。それを見て、学生は授業を受けていきます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、御意見ありますか。よろしいですか。

鳥取市公式ウェブサイトのリニューアルについて（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、鳥取市公式ウェブサイトのリニューアルについて、執行部、説明をお願いいたします。植田室長。

○植田孝二秘書課広報室長 秘書課広報室、植田でございます。鳥取市公式ウェブサイトのリニューアルについて御説明いたします。資料2は、9ページを御覧ください。

まず、1のリニューアルの概要ですが、現在運用中の本市公式ウェブサイトを管理しておりますシステムのサポートが、来月の3月末に終了することとなりましたので、令和6年度に、プロポーザルにより業者選定を行い、現在、再構築の作業を進めているものであります。なお、本事業は、令和6年度12月補正予算で、債務負担行為の議決をいただいている事業でございます。

続いて、2のリニューアルのポイントでございます。1点目は、ユーザビリティ・アクセシビリティの向上です。ユーザビリティとは、利用者にとって、使いやすさ、分かりやすさ、アクセシビリティとは、利用者の障害の有無や年齢などにかかわらず、ウェブサイトで提供される情報や、サービスを利用できる度合いのことです。具体的には、丸ポツ1つ目ですが、直感的に誘導できるデザイン・カテゴリーの再編成を行うでございます。

ここで、10ページを御覧いただければと思います。開発中のものになりますが、新ウェブサイトのトップページのレイアウトを掲載しております。左側の画像は、新公式ウェブサイトを開いて表示される、上から下までの画面を連続的に掲載したものであります。それぞれ赤い破線で囲んだエリアの説明、機能ですとか、内容の説明を右側に記載しておりますので、個別にはお読み取りいただきたいのですが、類似の性質の情報をエリアごとにまとめた構成としております。災害情報など、緊急性や重要性が高いものを、トップページの上部、上のほうに優先的に配置したり、今回のリニューアルの目玉の一つとなります、説明では、(7)の検索コーナーを設けたり、また、各コンテンツをひもづけるカテゴリー分け、いわゆる分類分けを見直すなどにして、より利用者の方が求める情報にたどり着きやすくしていきます。

2つ目の丸ポツですが、移行時に、アクセシビリティレベルの向上につながる既存コンテンツの修正を行い、再構築後もアクセシビリティに配慮したコンテンツ作成ができる、これは、今の公式ウェブサイトで公開しておりますコンテンツを、新しい公式ウェブサイトに移して公開する際、例えば、文字と背景の色とのコントラスト比を高くするとか、画像・写真に代替テキスト等を設定して、視覚障害のある方が音声読み上げを利用した場合も、その写真が何の写真が表示されているのか分かるようにするなどの対応を行うものです。

3つ目の丸ポツ、多言語翻訳の対象言語増加、易しい日本語自動変換機能の追加は、現在の公式ウェブサイトで翻訳できるようにしております、英語、韓国語、中国語では簡体と繁体、

ベトナム語に加えまして、ミャンマー語、インドネシア語などを追加することとしております。また、易しい日本語自動変換機能というのは、各コンテンツの文章などにルビを振ったり、例えば、避難という言葉、逃げるに言い換えて表示するなど、簡易な言葉に表示するなどのことを自動で行う機能で、これによって、日本語が苦手な外国人の方や、場合によっては、知的障害のある方などに、情報を分かりやすく届けることができるものであります。

2点目のポイントは、DX化の推進による利便性の向上です。市の公式ウェブサイトを利用する大きな理由の一つとして、自分が行おうとしている手続や申請を、どのようにするのか調べるためというようなことがあるかと思えます。先ほど御紹介した、10ページの（7）の検索コーナーに、各種手続の担当課ですとか、必要な書類、申請の方法などを網羅した、申請手続ナビゲーションを配置して、手続が分かりやすく、なおかつ、できるだけ電子申請を利用してもらいやすい動線にしたいと考えております。

3点目のポイントは、職員の操作・管理が容易であることであります。本市の公式ウェブサイトで公開するコンテンツは、庁内の各課が、担当業務、事業について個別に作成しているために、見た目や構成などがばらばらになりがちですが、システムのテンプレートなどにより、統一した、分かりやすく、見やすいコンテンツが自然に作成できることを目指しております。

3のリニューアル公開日ですが、来月3月17日火曜日の11時を予定しております。また、このリニューアル公開に併せて、鳥取市の公式ウェブサイトの中に、子育て世帯向けの情報をまとめた子育てサイトを、新デザインで公開する予定にしております。なお、リニューアルポイントの中で御説明した、新機能となる申請手続ナビゲーションの公開・運用開始日は、令和8年度とする見込みであります。

最後に、米印で、リニューアル公開後、しばらくの間に起こる可能性があることを記載しておりますので、御注意いただければと思います。

以上、鳥取市公式ウェブサイトのリニューアルについて御説明させていただきました。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 これからは、こんなウェブだとか、デジタルだとかっていう説明が、いっぱい今後出てくると思いますが、委員長からちょっとお願いをしておきます。ちょっと分かりづらい部分も、多分、委員の中にはあろうかと思しますので、可能であれば、実際にこう映してもらって、プレゼンをしてもらおうっていうようなことも、今後検討をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

鳥取市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針（第8版）（案）について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、鳥取市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針（第8版）（案）について、執行部、説明をお願いします。松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田でございます。そうしますと、鳥取市デジ

タルトランスフォーメーション推進方針（第8版）の案について説明させていただきます。資料は、同じく、資料2の11ページを御覧ください。資料としましては、12ページが概要、さらに、13ページ以降が、実際の方針になっておりまして、それが46ページまでありまして、47ページ中には、参考資料としてつけさせてもらっております。では、説明させていただきます。

まず、鳥取市デジタルトランスフォーメーション推進方針、DX推進方針と略させていただきますが、本市における情報化、デジタル技術の活用による、デジタルトランスフォーメーション、変革ですね、こちらを推し進めることで、地域社会の活性化、また、行政サービスの向上、行政運営の課題解決などを進めるための方針としております。その中で、各部局におきましては、この方針に従いまして、トランスフォーメーション、変革の取組を進めるものとなっております。この方針におきましては、冒頭、部長の説明にありましたが、現在、第7版として動いておりまして、こちらの期間が、令和4年～7年度までのとなっております。本年が最終年度であることから、第8版として、令和8年度～12年度の5年間の方針を策定するものであります。このたび、案を作成しましたので、本委員会で報告させていただきます。4月の施行に向けて進めるものとなります。

それでは、12ページを御覧ください。このたび策定させていただきます、第8版の概要となります。上段の枠には、基本的な考え方と、DX推進により目指すまちづくりとしてまとめさせてもらっております。

まず、本方針の目的といたしましては、本市の地域社会と行政の制度や政策、仕組みなどを、DXにより変革するための基本方針を策定し、デジタル技術を活用した各種取組を推進することにより、本市の明るい未来を切り開くとさせていただきます。

真ん中、基本理念としまして、市民一人一人に優しいデジタル化で、市民生活を豊かにする。

目指す将来像といたしましては、夢や希望がかなう、デジタル未来都市、スマートシティ鳥取市と掲げております。こちらにつきましては、第12次の鳥取市総合計画の施策を推進するためのデジタル化の基本方針となるものであります。

真ん中のところには、方針の中で、3つの柱と、その柱を支える11の方針を定めさせていただきます。柱は3つ、地域社会のDXの推進、行政のDXの推進、また、デジタル社会の基盤づくりとしておりまして、第7版の柱、方針から、さらに成果を出すための実効面の強化、また、さらなる改革に向けた、新しい取組を推し進めるものとしております。

この推進を進めるための図、一番下の枠に示したとおり、DXアクションプランというものを毎年定めさせていただきます。具体的な取組を進めてまいります。概要は以上となります。

続きまして、次の13ページ以降が、実際の方針となります。そちらを御覧ください。必要な箇所を抜粋して説明させていただきます。

14ページ、次のページですが、こちらは目次となっております。5章立てにしておりまして、基本的な考え方、国・県の動向、DX推進により目指すまちづくり、基本方針、次のページに進みまして、推進体制及び進行管理とさせていただきます。

その次に、16ページにお進みください。第1章といたしまして、基本的な考え方を示させていただきます。これまで取り組んできた、地域と行政のDXをさらに推し進めることを

趣旨といたしまして、17ページ、18ページにも記しておりますが、12次総とも連携いたしまして、策定期間も、同一の令和8年度～12年度までの5年間とする旨を明記しております。

19ページにお進みください。第2章としまして、国・県の動向を記させてもらっております。こちらは、Society5.0、デジタル社会の実現に向けた基本方針、また、デジタル庁の設置など、デジタル化が加速すること、また、20ページにおきましては、国の重点計画、自治体が重点的に取り組むべき事項としまして、自治体DX推進計画が策定されており、自治体は、それに沿いまして取組を進めるものとなりますので、その背景を記させていただきました。

21ページにお進みください。次は、県の動向となります。鳥取県におきましても、本市と同様に、地域のDX、また、県庁のDXの推進を掲げておりまして、新たに、鳥取県デジタルイノベーションセンターを設立され、地方創生を推進するものとなっております。

続きまして、22ページにお進みください。第3章といたしまして、DX推進により目指すまちづくりといたしまして、冒頭に説明させていただきました、基本理念と目指す将来像を記させてもらったものであります。

1ページ飛ばして、24ページからが第4章といたしまして、基本方針と記させてもらっております。こちら、具体的な取決めを明記したものとなっております。冒頭に申し上げた3つの柱、地域社会のDXの推進、行政のDXの推進、デジタル社会の基盤づくり、この下に、11の方針として記させてもらっております。

25ページ以降は、それぞれの方針に従った具体的な説明を記したものですので、そちらを御覧ください。まず、25ページにお進みください。それぞれの方針につきまして、現状と課題、基本方針、主な取組の流れでまとめさせていただいております。説明すると長くなりますので、重要なもの、また、それぞれの取組で、特に新しいものを、柱の方針ごとに説明させていただきます。主な取組としましては、それぞれページの下半分にあるところを抜粋して説明させていただきます。

では、25ページ目の柱1、地域社会のDXの推進となります。こちらにつきましては、まず、主な取組の中で、子育て分野としまして、子育てアプリで利用者に応じた支援情報通知機能の拡充、こちらは、本市の若手PT、今年度に行った、PTの提案に基づくものであります。

次のページにお進みください。福祉の分野、26ページ目になります。福祉の分野におきましては、デジタルツールを活用した、高齢者の見守りサービス、また、スマホ相談窓口、健康ポイント、市民活動に対するポイント事業の調査研究などを行ってまいります。

1つ下、人権・共生の分野になりますが、こちらは、地域生活を支える鳥取市スーパーアプリの導入検討。

その下、商工・農林水産の分野におきましては、AI等を活用した農林水産業のデジタル化による省力化、また、デジタル地域通貨の導入検討等掲げております。

27ページにお進みください。続いて、交流・文化・観光の部門におきましては、移住・観光におけるデジタル化、また、文化財情報のデジタルアーカイブ化の推進などを掲げております。

その下、生活環境の分野におきましては、電子回覧板、また、地区公民館へのスマート施錠管理システムの導入検討など掲げております。

その下、防災の分野におきましては、避難所受付にマイナンバーカード活用、また、防災アプリの活用検討といったところを記させてもらっております。

続きまして、28 ページ目を御覧ください。次は、柱2、行政のDXの推進になります。まず、方針1としまして、行政手続のオンライン化の推進となります。こちらにつきましては、主な取組といたしまして、オンライン予約・キャッシュレス決済ができる施設数の拡充などを上げております。

29 ページ目、方針2、こちらは、情報発信のデジタル化の推進となります。主な取組といたしまして、一番下に記しております、紙媒体、市からの紙媒体の配布物の電子化に向けた調査研究などがございます。

続きまして、30 ページ目になります。方針3、デジタル化による業務改革の推進となります。国のDXの推進計画でも重点計画になっております、テレワークの実施、また、自治体フロントヤード改革の推進、アナログ規制の見直しなどを掲げております。

続きまして、31 ページ目になります。方針4、セキュリティー対策の推進となります。こちらにつきましては、本文中段のほうに記させてもらっておりますが、絶えず進化するセキュリティーリスクを常に意識した、人的・技術的な対策を組織横断的に実施をしております。これによりまして、機密性・完全性・可用性を確保し、安全・確実な市民サービスの提供につなげるものとなります。

続きまして、32 ページ目になります。方針5、情報システムの最適化となります。直近の課題となっております、自治体情報システムの標準化への移行となります。住記・税等の主要となる20業務につきまして、国が定める仕様書に準拠したものに、国が定める期限内の移行を行うものとなっております。

続きまして、33 ページ目になります。柱の3、デジタル社会の基盤づくりとなります。こちらと同じく、方針は5つありまして、まず、方針1、情報通信基盤の確保・充実となります。こちらは、超高速インターネットサービスの提供とともに、これまでに整備した光ケーブルの活用を検討すると掲げております。

続きまして、34 ページ目、方針2としまして、データ利活用の推進となります。こちらは、オープンデータによる利活用の促進でありましたり、先ほど申し上げた、鳥取県のデジタルイノベーションセンターの活用検討といったところを掲げさせていただいております。

続きまして、35 ページ目、方針3、マイナンバーカードの普及・活用の推進でございます。こちらは、マイナンバーカードの独自利用の調査研究、また、避難所受付にマイナンバーカード活用するといったところを掲げさせてもらっております。

続きまして、36 ページ目になります。方針4、デジタルデバйд対策の推進となります。こちらは、オンライン行政手続支援窓口の開設・運営、また、高齢者のデジタルデバйд解消に向けたスマホ相談窓口の設置検討といったところを取組として掲げさせてもらっております。

37 ページ目にお進みください。方針5、デジタル人材等の育成となります。こちらは、中小企業DXの人材の確保であったり、DXの啓発ということで、企業の方々の支援、また、市職員側のデジタル職員の育成ということで、市の職員の育成といった形で、総合的に人材育成を

掲げておるところであります。

方針の説明は以上となりまして、第5章、38ページにお進みください。こちらは、推進体制及び進行管理となります。デジタル化推進本部をトップといたしまして、庁内の推進を行います。そして、実施計画となるアクションプランを毎年策定させていただきまして、PDCA、進行管理を行うものとなります。ざっと駆け足でございましたが、推進方針案を説明させていただきました。

参考といたしまして、一番最後の47ページ、最終ページになりますが、こちらには、昨年度、6年度のアクションプランにおける達成状況を参考につけさせていただいたものであります。それぞれの基本の柱の中の方針に割り振りまして、全部で170の施策につきまして、達成状況をA・B・C、Aは計画を上回って実施、Bは計画どおり、Cは下回っているといったものを評価したものであります。170の取組中、A・Bに当たる80%以上が、昨年度は目標を達成したものとしまして、令和7年度の評価につきましては、まだ年度途中でございますので、来年度早々に達成状況を確認する予定としております。

このたびのDXの推進方針につきましては、重ねてになりますが、12次総と連携いたしまして、本市のDXを強力に推し進めていくものとなっております。今回の第8版は、国・県の動向や制度、標準化の流れとか、住民ニーズの変化を踏まえまして、これまで積み上げてきた方向性を土台にいたしまして、次の計画期間でステップアップして、成果を出すための実効面を強化するといったものでありまして、令和8年度以降、5年先を見据えて、必要な事案を整理して追加、実効の取組として厚みを持たせたものとなっております。最終的に、市民サービスの利便性向上、業務の効率化につなげるものでございます。説明は以上になります。

◆吉野恭介委員長 丁寧に説明をいただきました。

委員の皆様から質疑、御意見等ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 参考資料でつけていただいている、令和6年度の達成状況なんですけども、一番右端に、5つ中止になってますよね。ちょっとこれ何、達成とかそんなんじゃないかって、中止っていうのが、どういうことなのかなと思ったので、何が中止になったのか、教えてもらえませんか。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田でございます。6年度の達成、すみません。取組の達成状況における中止の具体的な内容ということでございましたが、具体的には、例えば、令和7年の当初に予定しておりました、生成AIの研修、こちらを、令和7年度を1年延長したことでありましたり、それ以外に、コロナの関係で入れとった、オンライン相談等の窓口のところ、あの辺りが、コロナが明けて需要がなくなったところから、なくしたといったものでございます。一部は、ですので、6年度は達成してないんですが、7年度、今年度に延長したものだというのがございます。以上になります。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 7年度のほうに移ったのがあるってことですけど、もう一つは、コロナの状況ではなくなったので、必要がなくなったというか、そういうことも言われたけど、本

当に必要ななくなったと判断されたんは、この5つのうち、どこに当たるものがありますか。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 なくなったものの、どの業務がということですが、業務的に2つございまして、1つは、中央人権福祉センターの中で、相談拠点をネットワークでつないで、オンラインができるものといったところがございます。そちらが、拠点を結んだ福祉相談を実施するということでありましたが、こちら、実際には、ニーズがなかったというところで、環境は整えておりますが、KPIから外させてもらったものであります。

もう一つは、スマートフォンなどを活用して、オンラインで、やはり、SNS等を使って福祉相談をするといったものであります。環境は作成したんですが、やはりこちらもニーズがなかったということで、KPIからは外させてもらったものであります。

それ以外の3つにつきましては、生成AIの研修と言いましたが、それ以外にも、ウェブサイト研修等々で、研修系を1年先に、実際の更新時期であったり、活用する時期に、後ろ倒しにさせてもらったものになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 いいですか。そのほかありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 ちょっと受け止め方なのかなと思いつつ、質問させていただきます。12ページ、第8版の概要なんですが、ここに、DX推進により目指すまちづくりっていうのがあって、目指す将来像のところ、夢や希望がかなうと、こう書いてあるんですね。具体的にちょっとイメージができないのが一つと、もう一つは、市の方針であって、かなうというのは、誰がかなうのかということから見ると、例えば、夢や希望をかなえるのではないかと思ってみたり、言葉の使い方かもしれないけれど、ちょっとその辺が、私の中では少し引っかかったかなと思いましたので、説明をお願いします。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 言葉の使い方ということで御質問いただいたところでありまして。まず、夢や希望がかなう、かなえるということなんですが、やはり、市役所の目線で文章を作っているというところは感じたところですが、そこは、まずは市民の目線に立って、市民の方が夢や希望をかなえるということだと思いますので、そのもう文章の使い方というところは、若干の見直しというのは検討をさせてもらえたらと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員、よろしいですか。そのほかありますか。

それでは、これで総務企画委員会を終了したいと思います。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後3時43分 閉会

令和 8 年 2 月定例会

総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

日時：令和 8 年 2 月 25 日（水）午前 10：00～
場所：本庁舎 7 階全員協議会室

総務部・危機管理部

――― 《 総務企画委員会 》 ―――

◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第 23 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 8 号）【所管に属する部分】

議案第 29 号 令和 7 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（第 2 号）

◎議案【先議分以外：説明】

議案第 40 号 鳥取市行政手続条例の一部改正について

議案第 41 号 鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 42 号 鳥取市税条例の一部改正について

議案第 43 号 鳥取市犯罪被害者等支援条例の一部改正について

議案第 51 号 鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 58 号 包括外部監査契約の締結について

◎報告

- ・報告第 2 号 専決処分事項の報告について（職員課）
- ・使用料・手数料の見直し基本方針の改定について（行財政改革課）
- ・麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化等について（人権推進課）
- ・第 5 次鳥取市男女共同参画かがやきプランの策定について（男女共同参画課）

――― 《 予算審査特別委員会 総務企画分科会 》 ―――

◎議案【予算審査分：説明】

議案第 6 号 令和 8 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 10 号 令和 8 年度鳥取市土地取得費特別会計予算

議案第 13 号 令和 8 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算

----- 《 総務企画委員会 》 -----

◎陳情【質疑・討論・採決】

< 陳情（新規） >

令和8年陳情第1号 東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

企画推進部

----- 《 総務企画委員会 》 -----

◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第23号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）【所管に属する部分】

◎議案【先議分以外：説明】

議案第59号 鳥取市総合計画基本構想の改定について

◎報告

- ・令和7年度第2回新生公立鳥取環境大学運営協議会の開催結果及び公立鳥取環境大学の教育改革の取組状況について（政策企画課）
- ・鳥取市公式ウェブサイトのリニューアルについて（秘書課広報室）
- ・鳥取市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針（第8版）（案）について（デジタル戦略課）

----- 《 予算審査特別委員会 総務企画分科会 》 -----

◎議案【予算審査分：説明】

議案第6号 令和8年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】